入札説明書　添付8

令和6年 1月22日訂正

**国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝**

**ＰＦＩ事業**

様式集及び記載要領【再公告】

令和５年１１月

国土交通省北陸地方整備局

### 第一次審査に関する提出書類

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 項目 | 様式 | No. | 頁数制限 | 用紙サイズ |
| 1)入札参加表明書の提出書類 | 入札参加表明書 | 指定 | 1-1 | 適宜 | A4 |
| グループ構成表 | 指定 | 1-2 | 適宜 | A4 |
| 委任状（構成企業→代表企業） | 指定 | 1-3 | 適宜 | A4 |
| 2)第一次審査提出書類 | 競争参加資格確認申請書 | 指定 | 2-1 | 1 | A4 |
| 設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類 | 指定 | 2-2 | 適宜 | A4 |
| 配置予定の管理技術者の資格·設計業務の実績等 | 指定 | 2-3 | 適宜 | A4 |
| 工事業務を行う者の参加資格等要件に関する書類 | 指定 | 2-4 | 適宜 | A4 |
| 配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格·同種工事の実績等 | 指定 | 2-5 | 適宜 | A4 |
| 工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類 | 指定 | 2-6 | 適宜 | A4 |
| 配置予定の管理技術者の資格・工事監理業務の実績等 | 指定 | 2-7 | 適宜 | A4 |
| 維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類 | 指定 | 2-8 | 適宜 | A4 |
| 割賦金利に関する書類 | 指定 | 2-9 | 1 | A4 |
| 添付資料提出確認書 | 指定 | 2-10 | 1 | A4 |
| 見積書 | 指定 | 2-11③ | 適宜 | A4 |

※各提出書類の提出方法、受付期間等の詳細は、入札説明書を参照すること。

### 第二次審査に関する提出書類

| 分類 | 項目 | 様式 | No. | 頁数制限 | 用紙サイズ |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 3）第二次審査提出書 | 第二次審査提出書類提出書 | 指定 | A-1 | 1 | A4 |
| グループ構成表 | 指定 | A-2 | なし | A4 |
| 委任状（代表企業） | 指定 | A-3 | 1 | A4 |
| 入札書 | 指定 | A-4 | 1 | A4 |
| 要求水準書及び添付資料に関する確認書 | 指定 | A-5 | 1 | A4 |
| 提案書 | 1. 実施方針及び実施体制 | 事業実施方針・体制①「事業者選定基準　第6章-Ⅰ　評価分類（事業実施方針・体制）」の評価の視点及び評価基準のとおり：1頁 | 指定 | B-1 | 1 | A4 |
| リスク管理・対応①「事業者選定基準　第6章-Ⅰ　評価分類（リスク管理・対応）」の評価の視点及び評価基準のとおり：1頁 | 指定 | B-2 | 1 | A4 |
| 事業の安定性　①安定して事業を実施するための事業者としての方策：1頁 | 指定 | B-3 | 1 | A4 |
| 2.資金調達及び収支計画 | 資金調達計画①「事業者選定基準　第6章-Ⅱ　評価分類（資金調達計画）　評価の視点（資金調達・償還計画・収支計画）」の評価基準のとおり：1頁②「事業者選定基準　第6章-Ⅱ　評価分類評価分類（資金調達計画）　評価の視点（事業を安定的に継続するための資金の確保、資金不足時の対応）」の評価基準のとおり：1頁 | 指定 | B-4 | 2 | A4 |
| 資金調達計画書 | 指定 | B-4① | 1 | A4 |
| 事業費の支払計画 | 指定 | B-4② | 3 | A4 |
| 指定 | B-4②別表① | 1 | A4 |
| 指定 | B-4②別表②③ | 1 | A4 |
| 資金収支計画 | 指定 | B-4③ | 1 | A3 |
| 初期投資計画 | 指定 | B-4④ | 1 | A3 |
| 事業費内訳書 | 指定 | B-4⑤-Ⅰ | 適宜 | A4 |
| 指定 | B-4⑤-Ⅱ | 適宜 | A3 |
| 入札時工事費内訳書 | 指定 | B-4⑥ | 適宜 | A4 |
| 工事費内訳書 | 指定 | B-4⑦ | 適宜 | A4 |
| 財務・資金管理①「事業者選定基準　第6章-Ⅱ　評価分類（財務・資金管理）」の評価の視点及び評価基準のとおり：1頁 | 指定 | B-5 | 1 | A4 |

| 分類 | 項目 | 様式 | No. | 頁数制限 | 用紙サイズ |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提案書 | 3.施設整備計画 | 調査・設計及び施工計画①「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（調査・設計及び施工計画）　評価の視点（施工段階の手戻りを最小化する調査・設計の提案）」の評価基準のとおり：1頁②「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（調査・設計及び施工計画）　評価の視点（各種工事等の工程を最適化する提案）」の評価基準のとおり：1頁③「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（調査・設計及び施工計画）　評価の視点（工事における品質確保及び安全性確保及び周辺交通への影響抑制についての方策）」の評価基準のとおり：1頁④「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（調査・設計及び施工計画）　評価の視点（その他の有益な工夫）」の評価基準のとおり：1頁 | 共通 | C-1 | 4 | A4 |
| 地域や環境への配慮①「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（施工にあたっての生活環境への配慮）」の評価の視点及び評価基準のとおり：1頁 | 共通 | C-2 | 1 | A4 |
| 周辺地域との調和、まちづくりへの貢献①「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（周辺地域との調和、まちづくりへの貢献）　評価の視点（良好な道路空間の形成）」の評価基準のとおり：1頁②「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（周辺地域との調和、まちづくりへの貢献）　評価の視点（占用業者等への配慮）」の評価基準のとおり：1頁 | 共通 | C-3 | 2 | A4 |
| 4.維持管理計画 | 点検業務・補修業務①「事業者選定基準　第6章-Ⅳ　評価分類（点検業務・補修業務）」の評価の視点及び評価基準のとおり：1頁 | 共通 | D-1 | 1 | A4 |

| 分類 | 項目 | 様式 | No. | 頁数制限 | 用紙サイズ |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提案書 | 5.調整業務 | 全体計画①「事業者選定基準　第6章-Ⅴ　評価分類（全体計画）」の評価の視点及び評価基準のとおり：1頁 | 共通 | E-1 | 1 | A4 |
| 設計段階①「事業者選定基準　第6章-Ⅴ　評価分類（設計段階）」の評価の視点及び評価基準のとおり：1頁 | 共通 | E-2 | 1 | A4 |
| 工事段階・維持管理段階①「事業者選定基準　第6章-Ⅴ　評価分類（工事段階・維持管理段階）」の評価の視点及び評価基準のとおり：1頁 | 共通 | E-3 | 1 | A4 |
| 6.事業スケジュール | 事業スケジュール表　 | 指定 | F-1 | 1 | A3 |
| F-2 | 事業年度毎に1 | A4 |
| 要求水準書審査項目チェックリスト　 | 指定 | G-1 | 適宜 | A4 |
| 従業員への賃金引上げ計画の表明書 | 指定 | H-1又はH-2 | 2 | A4 |

### その他

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 項目 | 様式 | No. | 頁数制限 | 用紙サイズ |
| 4）貸与資料申込時の提出書類 | 守秘義務の遵守に関する誓約書 | 共通 | 3-1 | 2 | A4 |
| 貸与資料申込書 | 共通 | 3-2 | 1 | A4 |
| 破棄義務の遵守に関する報告書 | 共通 | 3-3 | 1 | A4 |
| 5）入札説明書等に関する質問提出時の提出書類 | 入札説明書等に関する質問書　 | 共通 | 3-4 | 適宜 | A4 |
| 6）入札辞退時等の提出書類 | 入札辞退届 | 共通 | 3-5 | 1 | A4 |
| 構成企業等変更届　 | 共通 | 3-6 | 1 | A4 |

### 提出書類の記載要領

### 作成上の留意点

#### 記載内容全般

### 本記載要領に頁数の指定があるものは、それに従うこと。記載のない様式については頁数を制限しないものとする。

### 本記載要領に様式の指定があるものは、それに従うこと。

#### 様式等

### 使用する用紙サイズは、表紙を含め、各指定様式を使用し、特に指定のない限りは、A4判縦長横書きとすること。

### 各提出書類等に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、とすること。

#### 編集方法

### 提出書類等の1項目が複数ページにわたるときは、右肩に番号を振ること。

### 例)1/2

### 各提出書類

#### 第一次審査に関する提出書類

### 第一次審査に関する提出書類は、以下の書類の電子データをCD-Rに記録し、当該CD-Rの盤面には事業名、応募企業又は応募グループ（以下「応募者」という）の名称を明記のうえ、1部提出すること。

### 各書類データのファイル名には、様式番号と様式名を明記すること。

### CD-Rを提出する際は、ウイルス対策を確実に実施すること。

##### 入札参加表明の提出書類

### 入札参加表明にあたっては様式1-1～様式1-3を作成し、押印済の書面をスキャニングしてPDFファイル形式に電子化のうえ提出すること。ただし、応募グループを構成しない場合は様式1-3の作成を必要としない。

##### 競争参加資格確認申請時の提出書類

### 様式2-1～様式2-9に加えて、様式2-10の添付資料Ⅰ～Ⅹを提出すること。

### 様式2-10の添付資料Ⅰ～Ⅹは、企業毎に同一フォルダにデータをまとめ、フォルダ名に企業名を明記すること。

#### 第二次審査に関する提出書類

### 第二次審査に関する提出書類は、入札書を除き、以下の書類の電子データをCD-Rに記録し、当該CD-Rの盤面には事業名、応募企業又は応募グループ（以下「応募者」という）の名称を明記のうえ、1部提出すること。

### 各書類データのファイル名には、様式番号と様式名を明記すること。

### CD-Rを提出する際は、ウイルス対策を確実に実施すること。

### 提案に当たっては、内容及びその効果が分かりやすいように、具体的にイラスト等を使用するなどの工夫を施すこと。また、本様式の記載内容に関係して、他の様式、図面等により詳細な内容を示している場合は、その箇所を分かりやすく示すこと。

##### 第二次審査提出書

### 様式A-1～様式A-3、様式A-5については、押印済の書面をスキャニングしてPDFファイル形式に電子化のうえ提出すること。

### 様式A-4、様式B-4②、様式B-4②別表①、様式B-4②別表②③については、入札説明書第4章5.（1）イに従い作成し、入札書として1部提出すること。

##### 提案書

### それぞれA4判縦長（A3判指定の様式は横長）で作成し、正副の2種類についてフォルダを分けて提出すること。

### なお、副分については、提出書類に応募者名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、応募者名については入札参加表明書提出時に与える記号を表記し、企業名については「代表企業」「構成企業A」「構成企業B」「協力企業A」「協力企業B」等の匿名を使用すること。

### 提案書の項目ごとにファイル名を分けること。

### 提案書の最後に、要求水準書審査項目チェックシート(G-1)を添付すること。チェックを手書きで行った場合は、当該書面をスキャニングしてPDFファイル形式に電子化のうえ提出すること。

### 各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上に設定すること。

#### その他

##### 貸与資料申込時の提出書類

### 貸与資料申込時の提出書類を作成する際には、様式3-1及び様式3-2をまとめて1部提出すること。なお、応募グループを構成する場合は、企業毎に書類を提出すること。

##### 入札説明書等に関する質問提出時の提出書類

### 入札説明書等に関する質問提出時の提出方法等については、入札説明書を参照のうえ、様式3-4を作成し、提出すること。様式3-4についてはMicrosoft Excel（2016形式以下のもの）を使用すること。

##### 入札辞退時等の提出書類

### 入札辞退時は様式3-5を1部提出すること。

### 構成企業等変更の場合は様式3-6を1部提出すること。

1）入札参加表明書の提出書類

（様式1-1）

令和　　年　　月　　日

入札参加表明書

支出負担行為担当官　北陸地方整備局長　遠藤　仁彦　殿

 [応募企業又は応募グループの代表企業]

 所在地

 商号又は名称

 代表者職氏名 印

令和5年11月24日付けで入札公告のありました「国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝　　ＰＦＩ事業」に係る一般競争入札に参加することを表明します。

（様式1-2）

令和　　年　　月　　日

グループ構成表

本事業における事業実施形態　※該当するところにチェックをすること。

　　□　ＳＰＣを設立

　　□　ＳＰＣを設立しない（代表企業と契約）

|  |  |
| --- | --- |
| 応募企業又は代表企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者　氏　名　　　　所　属　　　　電　話　　　　　　　　　　　　　メールアドレス |
| ［本事業における役割］※本事業における役割（グループにおける役割等注3））を簡潔に示してください。 |
| 構成企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者　氏　名　　　　所　属　　　　電　話　　　　　　　　　　　　　メールアドレス |
| ［本事業における役割］ |
| 協力企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者　氏　名　　　　所　属　　　　電　話　　　　　　　　　　　　　メールアドレス |
| ［本事業における役割］ |

注) 1.単独企業での応募(応募企業)の場合も提出して下さい。

 2.記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加·作成して下さい。

 3.役割は細目まで記載して下さい。（例えば、設計業務であれば、「事前調査業務」、「詳細設計業務」、「設計業務に係る調整業務」等まで記載して下さい。）

（様式1-3）

令和　　年　　月　　日

委　任　状

支出負担行為担当官　北陸地方整備局長　遠藤　仁彦　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 構成企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 構成企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 構成企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 協力企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 協力企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

注)　1.記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加·作成して下さい。

私達は、下記の企業をグループの代表企業とし、「国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業」に関し、下記の権限を委託します。

|  |  |
| --- | --- |
| 受任者 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 受任事項 | 1.入札参加表明に関する件2.競争参加資格確認申請に関する件3.入札辞退及び構成企業等変更に関する件4.入札に関する件5.復代理人の選任に関する件 |

2）第一次審査提出書類

（様式2-1）

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日競争参加資格確認申請書支出負担行為担当官　北陸地方整備局長　遠藤　仁彦　殿 [応募企業又は応募グループの代表企業] 所在地 商号又は名称 代表者氏名 印令和5年11月24日付で入札公告のありました「国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業」に係る一般競争入札について確認されたく、必要な資料を添えて申請します。なお、予算決算及び会計令（昭和22 年勅令第165 号）第70 条及び第71 条の規定に該当しない者であること、また、様式1-2に記す各企業は入札説明書に定められた参加資格をみたしていること及び提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。　問い合わせ先は下記のとおりです。〔問い合わせ先（申請書）〕担当者：●●　●●部　署：●●本店　●●部　●●課電話番号：（代表）●●●－●●●－●●●●（内線●●●）E-mail： |

（様式2-2）

設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類

設計業務を行う

企　業　名

代表企業、構成企業、

協力企業の別

1. 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）の証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
2. 平成25年度以降公示日までに完了した、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業発注による電線共同溝の実施（詳細）設計業務又は電線共同溝の基本（予備·概略）設計業務の実績（再委託による業務としての実績は含まない。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）を有する者であることを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
* 主として設計に当たる企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
* 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
* 本様式の後(うしろ)に添付する資料は、企業ごとに本文1.2.の順に整理してください。
* 2.を証する書類として、契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付してください。なお、2.の業務実績は業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関することを除く）のTECRISに登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評価点が60点以上であること。
* 設計業務に係る調整業務のみを実施する者については、2.の実績を下表の実績とすることが可能です。この場合下表の書類を添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 実績 | 添付書類 |
| 入札説明書第3章3.に掲げる事業監理業務の実績（当該業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関することを除く）のTECRISに登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評価点が60点以上であること。） | 契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写し。 |
| 入札説明書第3章4.に掲げる工事企業の競争参加資格要件イの実績（当該実績が地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。） | 施工実績証明書又は契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写し。 |
| 設計業務実績の内容※ | 業務名称 | ●●●●業務（TECRIS 登録番号） |
| 業務の発注者名 | ●●●● |
| 業務の受注者名 | ●●●● |
| 計画地 | ●●県●●市●●町●● |
| 最終契約金額 | ●●●，●●●，●●●円 |
| 業務工期 | 平成・令和●年●月●日～平成・令和●年●月●日 |
| 受注形態 | ・単独　　　･共同企業体（　　　　） |
| 対象施設 | 電線共同溝、道路（舗装、植栽、付属施設）、道路付属物（道路照明、道路標識）、等 |
| 延　長 | ●●●●m |
| 主な共同溝占用者 | 電力会社、通信会社、CATV 等 |
| 評定点 |  |

　 ※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加·作成すること。

（様式2-3）

配置予定の管理技術者の資格・設計業務の実績等

|  |  |
| --- | --- |
| 参加資格要件 | 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。ア 管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。a.技術士（総合技術監理部門：建設－道路、建設部門：道路） b.国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路－業務：計画・調査・設計）c.土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、１級土木）（設計）※上記b.の国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質に資する技術者資格登録規定（平成26年11月28日国土交通省告示1107号）第2条　2項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。イ 次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成25年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない。)とする。なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。a.電線共同溝の実施（詳細）設計業務b.電線共同溝の基本（予備·概略）設計業務ウ 外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（不動産・建設経済局（旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、入札参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも入札参加表明書を提出することができるが、この場合、入札参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。エ 上記ア、イ及びウについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。上記のイの実績として挙げた業務が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関することを除く。）のTECRISに登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評価点が60点以上であること。 |
| 配置予定管理技術者の氏名  |  |
| 上記の者の資格及び登録番号 | ●●●●(取得年月日: ●年●月●日) |
| 上記のものを雇用する企業名 |  |
| 上記企業について構成企業又は協力企業の別 | 構成企業·協力企業(いずれかを囲むこと) |
| 上記企業の登録資格番号 | ●●●●(登録年月日: ●年●月●日) |
| 長期休暇期間 | 平成・令和　年　月　日～平成・令和　年　月　日※長期休暇を取得し、求める業務実績の期間に長期休暇期間に相当する期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。 |
| 設計業務実績の内容※ | 業務名称 | ●●●●業務(TECRIS 登録番号) |
| 業務の発注者名 | ●●●● |
| 業務の受注者名 | ●●●● |
| 計画地 | ●●県●●市●●町●● |
| 最終契約金額 | ●●●, ●●●, ●●●円 |
| 業務工期 | 平成・令和●年●月●日～平成・令和●年●月●日 |
| 受注形態 | ・単独　　　·共同企業体（　　　　　） |
| 業務実施上の立場 | ●●●●として従事 |
| 対象施設 | 電線共同溝、道路(舗装、植栽、付属施設)、道路付属物(道路照明、道路標識)、等 |
| 延　長 | ●●●●m |
| 主な共同溝占有者 | 電力会社、通信会社、CATV 等 |
| 評定点 |  |

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加·作成すること。

（様式2-4）

工事業務を行う者の参加資格等要件に関する書類

工事業務を行う

企　業　名

代表企業、構成企業、

協力企業の別

1. 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」の「Ａ等級」または「Ｂ等級」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）を証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
2. 平成20年度以降に元請けとして完成した以下の工事（発注機関は問わない。）の施工実績（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成20年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。）を有する者であることを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付します。
3. 通行規制（全面通行止めを除く）が伴う電線共同溝の施工実績を有すること。
* 主として工事に当る企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
* 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
* 本様式の後（うしろ）に添付する資料は、企業ごとに本文1.2.の順に整理してください。
* 2.を証する書類として、施工実績証明書又は契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付してください。なお、2.の施工実績について、地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは、実績として認めないものとします。
* 工事業務に係る調整業務のみを実施する者については、2.の実績を下表の実績とすることが可能です。この場合下表の書類の写しを添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 実績 | 添付書類 |
| 入札説明書第3章3.に掲げる設計企業の競争参加資格要件イの実績（当該業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関することを除く）のTECRISに登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評価点が60点以上であること。） | 契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写し。 |
| 工事業務実績の内容※ | 工事名称 | ●●●●工事(CORINS 登録番号) |
| 工事の発注者名 | ●●●● |
| 工事の受注者名 | ●●●● |
| 施工場所 | ●●県●●市●●町●● |
| 最終請負金額 | ●●●, ●●●, ●●●円 |
| 工　　期 | 平成・令和●年●月●日～平成・令和●年●月●日 |
| 受注形態 | ·単独　·甲型共同企業体(出資比率●●%) ·乙型共同企業体 |
| 整備対象施設 | 電線共同溝、道路(舗装、植栽、付属施設)、道路付属物(道路照明、道路標識)、等 |
| 規　　模 | ●●●●m |
| 主な共同溝占有者 | 電力会社、通信会社、CATV 等 |
| 工事種別 | ・●●工事 |
| 評定点 |  |

 ※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加·作成すること。

（様式2-5）

配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格・同種工事の実績等

|  |  |
| --- | --- |
| 参加資格要件 | 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該事業の整備工事業務に着手する日から配置できること。なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第　1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。ア 主任技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格とは次のとおり。 a.1級建設機械施工技士 b.技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」とするものに限る））c.これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 また、監理技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格とは次のとおり。 a.1級建設機械施工技士 b.技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」とするものに限る））c.これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者イ平成20年度以降に元請けとして完成した前頁2.に掲げる工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。また、上記の期間に1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評価点合計が65点未満のものを除く。経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。ウ 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。エ 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 |
|  | オ 配置予定技術者については、同一の技術者を重複して他の工事等の候補者とすることは差し支えないが、入札前に、同一の技術者を重複して複数工事（本件を除く）の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札（特例監理技術者を配置予定の場合は、同一の技術者が2件目の他の工事を落札）したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。また、入札後、他の工事を落札（特例監理技術者を配置予定の場合は、同一の技術者が2件目の他の工事を落札）したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに申し出を行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、落札決定までの間に申し出がない場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。カ 上記アからエまでについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加できないことがある。 |
| 配置予定技術者の従事役職  | 主任(又は監理)技術者●●●● |
| 法令による資格・免許 | 1 級土木施工管理技士(取得年月日及び登録番号)1 級建設機械施工技士(取得年月日及び登録番号)技術士(取得年月日及び登録番号)監理技術者資格者証(交付年·交付番号及び有効期限)監理技術者講習修了証(交付年·交付番号及び有効期限) |
| 上記のものを雇用する企業名 |  |
| 上記のものを雇用している期間 | 平成・令和　年　月　日～令和　年　月　日（　年　ヶ月） |
| 上記の企業が分担する工事種別 | ·●●工事 |
| 上記企業について構成企業又は協力企業の別 | 構成企業·協力企業(いずれかを囲むこと) |
| 長期休暇期間 | 平成・令和　年　月　日～平成・令和　年　月　日※長期休暇を取得し、求める業務実績の期間に長期休暇期間に相当する期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。 |
| 工事経験の概要 | 工事名称 | ●●●●工事(CORINS 登録番号) |
| 工事の発注者名 | ●●●● |
| 工事の受注者名 | ●●●● |
| 施工場所 | ●●県●●市●●町●● |
| 最終請負金額 | ●●●, ●●●, ●●●円 |
| 工　　期 | 平成・令和●年●月●日～平成・令和●年●月●日 |
| 受注形態 | ·単独　·甲型共同企業体(出資比率●●%) 　·乙型共同企業体 |
| 受注形態 | ·現場代理人　·監理技術者　·主任技術者·その他(　　　 ) |
| 整備対象施設 | 電線共同溝、道路(舗装、植栽、付属施設)、道路付属物(道路照明、道路標識)、等 |
| 規　　模 | ●●●●m |
| 主な共同溝占有者 | 電力会社、通信会社、CATV 等 |
| 工事種別 | ・●●工事 |
| 評定点 |  |

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加·作成すること。

（様式2-6）

工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類

工事監理業務を行う

企　業　名

代表企業、構成企業、

協力企業の別

1. 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）を証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
2. 平成20年度以降に元請けとして完了した、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務の実績を有することを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
* 主として工事監理に当る企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
* 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
* 本様式の後（うしろ）に添付する資料は、企業ごとに本文1.2.の順に整理してください。
* 2.を証する書類として、施工実績証明書又は契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付してください。実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めないものとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務実績の内容※ | 業務名称 | ●●●●業務(TECRIS 登録番号) |
| 業務の発注者名 | ●●●● |
| 業務の受注者名 | ●●●● |
| 業務の実施場所 | ●●県●●市●●町●● |
| 最終契約金額 | ●●●, ●●●, ●●●円 |
| 業務工期 | 平成・令和●年●月●日～平成・令和●年●月●日 |
| 受注形態 | ・単独　　　·共同企業体（　　　　　） |
| 対象施設 | ●●●● |
| 評定点 |  |

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加·作成すること。

（様式2-7）

配置予定の管理技術者の資格・工事監理業務の実績等

|  |  |
| --- | --- |
| 参加資格要件 | 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。ア 管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。a.技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門） b.一級土木施工管理技士c.土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、１級土木）d.（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質国土交通省登録技術者資格（Ⅱ）e.ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）イ 次のa.の実績（平成20年度以降公示日までに完了した業務）を有すること。a.国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務ウ 上記ア及びイについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。 |
| 配置予定管理技術者の氏名  |  |
| 上記の者の資格及び登録番号 | ●●●●(取得年月日: ●年●月●日) |
| 上記のものを雇用する企業名 |  |
| 上記企業について構成企業又は協力企業の別 | 構成企業·協力企業(いずれかを囲むこと) |
| 上記企業の登録資格番号 | ●●●●(登録年月日: ●年●月●日) |
| 業務実績の内容※ | 業務名称 | ●●●●業務(TECRIS 登録番号) |
| 業務の発注者名 | ●●●● |
| 業務の受注者名 | ●●●● |
| 業務の実施場所 | ●●県●●市●●町●● |
| 最終契約金額 | ●●●, ●●●, ●●●円 |
| 業務工期 | 平成・令和●年●月●日～平成・令和●年●月●日 |
| 受注形態 | ・単独　　　·共同企業体（　　　　　） |
| 業務実施上の立場 | ●●●●として従事 |
| 対象施設 | ●●●● |
| 評定点 |  |

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加·作成すること。

（様式2-8）

維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類

維持管理業務を行う

企　業　名

代表企業、構成企業、

協力企業の別

1. 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）を証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
2. 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕」に認定されている者であることを証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
3. 次の①から③までの実績を有することを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。

①平成25年度以降に完了した、国又は地方公共団体のいずれかが発注した道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有すること。

②平成20年度以降に完了した以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務

なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

③平成20年度以降に完了した、国又は地方公共団体のいずれかが発注した道路構造物の維持修繕工事の実績を有すること。

* 主として維持管理に当たる企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
* 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
* 本様式の後(うしろ)に添付する資料は、企業ごとに本文1.2.3.の順に整理してください。
* 3.を証する書類として契約書並びに仕様書等業務内容の分かる書類の写しを添付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務実績の内容※ | 業務名称 | ●●●●業務(TECRIS 登録番号) |
| 業務の発注者名 | ●●●● |
| 業務の受注者名 | ●●●● |
| 業務の実施場所 | ●●県●●市●●町●● |
| 最終契約金額 | ●●●, ●●●, ●●●円 |
| 業務工期 | 平成・令和●年●月●日～平成・令和●年●月●日 |
| 受注形態 | ・単独　　　·共同企業体（　　　　　） |
| 対象施設 | ●●●● |
| 評定点 |  |

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加·作成すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事実績の内容※ | 工事名称 | ●●●●工事(CORINS 登録番号) |
| 工事の発注者名 | ●●●● |
| 工事の受注者名 | ●●●● |
| 施工場所 | ●●県●●市●●町●● |
| 最終請負金額 | ●●●, ●●●, ●●●円 |
| 工　　期 | 平成・令和●年●月●日～平成・令和●年●月●日 |
| 受注形態 | ·単独　·甲型共同企業体(出資比率●●%) ·乙型共同企業体 |
| 規　　模 | ●●●●m |
| 工事種別 | ・●●工事 |
| 評定点 |  |

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加·作成すること。

（様式2-9）

割賦金利に関する書類

（1）割賦金利について

割賦金利：基準金利　　％＋スプレッド　　％＝　　％

※　割賦金利は、元利均等払いを前提とし、基準金利と応募者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とする。なお、提案提出時に使用する基準金利は、入札公告日の2銀行営業日前の日のレートを入札用の金利確定日のレートと仮定して算定すること。

※　契約に際しての基準金利は、本施設の引渡予定日（令和13年3月31日）の2銀行営業日前の日（以下「金利確定日」という。）に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しを行わない。

ただし、基準金利の算定結果がマイナスとなった場合、基準金利はゼロとする。

基準金利の料率は、金利確定日に公表される国債金利15年ものを基準金利とする。

（2）割賦金利の概説

|  |
| --- |
| ※　割賦金利の設定条件等についての説明を簡潔に記入してください。 |

（様式2-10）

令和　　年　　月　　日

添付資料提出確認書

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 添付書類 | 応募者確認 | 北陸地方整備局確認 |
| Ⅰ | 会社概要（パンフレット等） |  |  |
| Ⅱ | 企業単体の貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書（直近3箇年） |  |  |
| Ⅲ | 連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近3箇年） |  |  |
| Ⅳ | 会社定款（直近のものに原本証明を添付すること） |  |  |
| Ⅴ | 印鑑証明書（入札公告日以降に交付されたこと） |  |  |
| Ⅵ | 使用印鑑届 |  |  |
| Ⅶ | 法人税納税証明書（入札公告日以降に交付されたこと、直近3箇年） |  |  |
| Ⅷ | 消費税納税証明書（入札公告日以降に交付されたこと、直近3箇年） |  |  |
| Ⅸ | 商業登記簿謄本（入札公告日以降に交付されたこと、直近の履歴事項全部証明書原本） |  |  |
| Ⅹ | 競争参加資格審査の等級等を証する書類の写し |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 見積書 | 指定 | 2-11③ | 適宜 | A4 |

3）第二次審査資料提出書

（様式A-1）

令和　　年　　月　　日

第二次審査書類提出書

支出負担行為担当官　北陸地方整備局長　遠藤　仁彦　殿

令和5年11月24日付で入札公告のありました「国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業」について、入札説明書に基づき、必要書類を添付して提出します。

なお、提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

 [応募企業又は応募グループの代表企業]

 所在地

 商号又は名称

 代表者職氏名 印

（様式A-2）

令和　　年　　月　　日

グループ構成表

本事業における事業実施形態　※該当するところにチェックをすること。

　　□　ＳＰＣを設立

　　□　ＳＰＣを設立しない（代表企業と契約）

|  |  |
| --- | --- |
| 応募企業又は代表企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者　氏　名　　　　所　属　　　　電　話　　　　　　　　　　　　　メールアドレス |
| 構成企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者　氏　名　　　　所　属　　　　電　話　　　　　　　　　　　　　メールアドレス |
| 協力企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者　氏　名　　　　所　属　　　　電　話　　　　　　　　　　　　　メールアドレス |

注)　1.単独企業での応募(応募企業)の場合も提出して下さい。

2.記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加·作成して下さい。

（様式A-3）

令和　　年　　月　　日

委任状（代表企業）

支出負担行為担当官　北陸地方整備局長　遠藤　仁彦　殿

私は、受任者　住所

　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

を代理人と定め、

「国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業」に関し、下記の権限を委任します。

 【委　任　者】

[応募企業又は応募グループの代表企業]

 所在地

 商号又は名称

 代表者職氏名 印

記

1.入札に関する件

以上

◆備考:本様式は、代表企業の代表取締役から支店長等への委任状です。

（様式A-4）

令和　　年　　月　　日

入札書

支出負担行為担当官　北陸地方整備局長　遠藤　仁彦　殿

 [応募企業又は応募グループの代表企業]

 所在地

 商号又は名称

 代表者職氏名 印

令和5年11月24日付で入札公告のありました「国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業」について、以下のとおり入札価格を提出します。

入札価格

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注)　1.入札価格は、課税事業者、免税事業者を問わず消費税及び地方消費税を含む金額を記入すること。

2.金額は、1桁に1字ずつアラビア数字で記入し、頭書に￥の記号を付記すること。

3.入札書は、入札参加者の商号又は名称（グループ名及び代表企業の名称）、事業名称及び開札日時を記載した封筒に、様式B-4②、様式B-4②別表①、様式B-4②別表②③とともに封入して提出すること。

4.事業費の支払計画(B-4②)の※2の額を転記すること。

（様式A-5）

令和　　年　　月　　日

要求水準書及び添付資料に関する確認書

支出負担行為担当官　北陸地方整備局長　遠藤　仁彦　殿

令和5年11月24日付で入札公告のありました「国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業」について、提出書類の内容が、要求水準書及び添付資料に規定される要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。

 [応募企業又は応募グループの代表企業]

 所在地

 商号又は名称

 代表者職氏名 印

国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業

提案書

［実施方針及び実施体制］

|  |  |
| --- | --- |
| 提案受付番号 |  |

（様式B-1）

事業実施方針・体制

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| 「事業者選定基準　第6章-Ⅰ　評価分類（事業実施方針・体制）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

（様式B-2）

リスク管理・対応

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| ①「事業者選定基準　第6章-Ⅰ　評価分類（リスク管理・対応）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。②保険の種類、保険者、被保険者、付保内容等について記載してください。記載方法は以下の表を参考にしてください。〈保険〉

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保険名 |  | 保険概要 |  |
| 契約者 |  |  |
| 被保険者 |  |  |
| 補償額 |  |  |
| 保険料 | 円/年 |  |
| 保険期間 |  |  |

　※付保する保険の数に応じて、適宜記入欄を追加してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

（様式B-3）

事業の安定性

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| ①「事業者選定基準　第6章-Ⅰ　評価分類（事業の安定性）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。また、本事業におけるＳＰＣ設置の有無について、下表の「有」または「無」のいずれかに丸をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| ＳＰＣの設置の有無 | 有　・　無 |

 |
|  | 提案受付番号 |  |

国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業

提案書

［資金調達及び収支計画］

|  |  |
| --- | --- |
| 提案受付番号 |  |

（様式B-4）

資金調達計画

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| ①「事業者選定基準　第6章-Ⅱ　評価分類（資金調達計画）　評価の視点（資金調達・償還計画・収支計画）」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。（1頁）②「事業者選定基準　第6章-Ⅱ　評価分類（資金調達計画）　評価の視点（事業を安定的に継続するための資金の確保、資金不足時の対応）」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。（1頁）※下記の様式B-4①と様式B-4②は次頁以降の様式、様式B-4③～様式B-4⑦については、別途、Microsoft Excelファイルをダウンロードの上、記入してください。添付様式（様式B-4①）資金調達計画書（様式B-4②）事業費の支払計画（様式B-4③）資金収支計画（様式B-4④）初期投資計画（様式B-4⑤）事業費内訳書（様式B-4⑥）入札時工事費内訳書（様式B-4⑦）工事費内訳書 |

（様式B-4①）

資金調達計画書

1.資金調達の概要について

表①：資金調達の概要　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：千円

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自己資金　 | 調達形態 | 出資者名 | ●●㈱ | ▲▲㈱ | ■■㈱ | ㈱◆◆ | 合計 |
| 資本金 | 出資者分類 | 代表企業 | 構成企業 | 構成企業 | その他 | － |
| 出資形態 |  |  |  |  |  |
| 出資金額 |  |  |  |  |  |
| （調達割合） | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |
| 株主劣後ローン | 融資金額 |  |  |  |  |  |
| （調達割合） | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |
| その他 | 金額 |  |  |  |  |  |
| （調達割合） | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |
| 外部借入等　 | 調達形態 | 資金調達先 | ○○銀行 | △△銀行 |  |  | 合計 |
| 優先ローン | 融資金額 |  |  |  |  |  |
| （調達割合） | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |
| 社債等その他 | 金額 |  |  |  |  |  |
| （調達割合） | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |

表②：外部借入等の借入条件の概要　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：千円

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 調達形態 | 資金調達先 | 調達額 | 金利 | 調達時期 | 返済方法返済期間 | 備考 |
| 優先ローン | ○○銀行 |  |  |  |  |  |
| △△銀行 |  |  |  |  |  |
| 社債等その他 |  |  |  |  |  |  |
| 株主劣後ローン |  |  |  |  |  |  |

◆備考

※1:出資者分類は、①代表企業、②構成企業、③その他の区分を記載すること。

※2:出資形態において、普通·優先株式等の優先劣後構造を想定されている場合は、その分類を記載すること。

※3:株主による劣後ローン等の調達手法を用いる場合は、借入条件を表②に記載すること。

※4:調達割合は、資金需要額総額に対する割合を記載すること。

※5:外部借入における資金調達先については、関心表明書等を提出した金融機関等を必ず含むものとし、その写しを添付すること。また、これ以外に入札書類の提出時点で決定又は想定しているものについては、可能な範囲で記載すること。

※6:調達金利については、基準金利等及び利ざや（スプレッド）に区分し、基準金利等については、変動·固定等の別等についても記入すること。

※7:設計·工事期間と維持管理期間の調達条件が異なる場合には、各々の借入についてその条件を記載すること。

※8:金額は千円未満切り捨て、調達割合の算出に当たっては、小数点第1位までとし、2位以下は切り捨てること。

（様式B-4②）

令和　年　月　日

事業費の支払計画

件名：国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 実額 |
| **入札金額（1＋2＋3）** | ※2 |
| 1.施設整備費 |  |
|  | ①施設費 |  |
|  | ②割賦手数料（割賦金利：　　％） |  |
| 2.維持管理費※1 |  |
| 3.その他の費用 |  |

◆備考　1　提案の内容に基づき、事業期間中の総見積り額を記入すること。

2　各金額には消費税等相当額を含めること。

3　※1には、物価上昇を見込まず、合計額を記入すること。

4　※2に記載する額が、入札書（様式A-4）に記入する入札金額となり、この金額を価格評価点算定に用いる。

5　入札価格の区分は、入札説明書 添付5によること。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業費の支払計画 | 指定 | B-4② | 3 | A4 |
| 指定 | B-4②別表① | 1 | A4 |
| 指定 | B-4②別表②③ | 1 | A4 |
| 資金収支計画 | 指定 | B-4③ | 1 | A3 |
| 初期投資計画 | 指定 | B-4④ | 1 | A3 |
| 事業費内訳書 | 指定 | B-4⑤-Ⅰ | 適宜 | A4 |
| 指定 | B-4⑤-Ⅱ | 適宜 | A3 |
| 入札時工事費内訳書 | 指定 | B-4⑥ | 適宜 | A4 |
| 工事費内訳書 | 指定 | B-4⑦ | 適宜 | A4 |

（様式B-5）

財務・資金管理

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| 「事業者選定基準　第6章-Ⅱ　評価分類（財務・資金管理）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業

提案書

［施設整備計画］

|  |  |
| --- | --- |
| 提案受付番号 |  |

（様式C-1）

調査・設計及び施工計画

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| ①「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（調査・設計及び施工計画）　評価の視点（施工段階の手戻りを最小化する調査・設計の提案）」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。（1頁）②「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（調査・設計及び施工計画）　評価の視点（各種工事等の工程を最適化する提案）」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。（1頁）③「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（調査・設計及び施工計画）　評価の視点（工事における品質確保及び安全性確保及び周辺交通への影響抑制についての方策）」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。（1頁）④「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（調査・設計及び施工計画）　評価の視点（その他の有益な工夫）」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。（1頁） |
|  | 提案受付番号 |  |

（様式C-2）

地域や環境への配慮

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| 「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（地域や環境への配慮）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

（様式C-3）

周辺地域との調和、まちづくりへの貢献

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| ①「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（周辺地域との調和、まちづくりへの貢献）　評価の視点（良好な道路空間の形成）」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。（1頁）①「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（周辺地域との調和、まちづくりへの貢献）　評価の視点（占用業者等への配慮）」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。（1頁） |
|  | 提案受付番号 |  |

国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業

提案書

［維持管理計画］

|  |  |
| --- | --- |
| 提案受付番号 |  |

（様式D-1）

点検業務・補修業務

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| 「事業者選定基準　第6章-Ⅳ　評価分類（点検業務・補修業務）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業

提案書

［調整業務］

|  |  |
| --- | --- |
| 提案受付番号 |  |

（様式E-1）

全体計画

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| 「事業者選定基準　第6章-Ⅴ　評価分類（全体計画）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

（様式E-2）

設計段階

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| 「事業者選定基準　第6章-Ⅴ　評価分類（設計段階）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

（様式E-3）

工事段階・維持管理段階

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| 「事業者選定基準　第6章-Ⅴ　評価分類（工事段階・維持管理段階）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業

提案書

［事業スケジュール］

|  |  |
| --- | --- |
| 提案受付番号 |  |

※下記の［事業スケジュール］に係る様式については、別途、Microsoft Excelファイルをダウンロードの上、記入してください。

［事業スケジュール］に係る様式

(様式F-1)事業スケジュール表（施設整備に関する全体工程計画）

(様式F-2)事業スケジュール表（整備工事業務に関する工程表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定 | F-1 | 1 | A3 |
| F-2 | 事業年度毎に1 | A4 |

国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業

提案書

［基礎項目チェックシート］

|  |  |
| --- | --- |
| 提案受付番号 |  |

（様式G-1）　要求水準書審査項目チェックシート

要求水準　確認書

* + - ｢提案書｣の提案内容が，下記に示されている「要求水準書及び添付資料」の確認事項を満たす内容となっているか確認してください。
		- ｢提案書｣で要求水準が満たされている事が確認可能な事項は、その内容が示されている様式№（複数可）を記載し応募者確認欄に○を、指定がある場合は具体的な数値を記載してください。
		- ｢提案書｣に要求水準を満たしているという具体的な記載がない場合は、実現可能という事を確認の上、応募者確認欄に“実現可能”と記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目等 | 確認事項 | 様式№ | 応募者確認 |
| 第1章 総則 |
| 9.遵守すべき法令等 | 事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。(1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（ＰＦＩ法）(2) 道路法(3) 無電柱化の推進に関する法律(4) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(5) 道路交通法(6) 建築基準法(7) 建設業法(8) 水道法(9) 下水道法(10) 電気事業法(11) 電気通信事業法(12) ガス事業法(13) 騒音規制法(14) 振動規制法(15) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(16) 労働基準法(17) 労働安全衛生法(18) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(19) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(20) 資源の有効な利用の促進に関する法律(21) 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）(22) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(23) その他関連する法令等 |  |  |
| 10.秘密の保持 | 事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む）を、北陸地方整備局の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。 |  |  |
| 11.情報管理体制の確保 | 事業者は、本事業に関して北陸地方整備局から貸与された情報その他知り得た情報であって、北陸地方整備局が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、各共通仕様書に基づき、別途北陸地方整備局より配布する様式を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、北陸地方整備局の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ北陸地方整備局の同意を得なければならない。事業者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本事業の実施以外の目的に使用してはならない。事業者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、北陸地方整備局の許可無く複製・転送等しないこと。事業者は、本事業完了時に、要保護情報について、北陸地方整備局への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。事業者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに北陸地方整備局に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、北陸地方整備局が行う報告徴収や調査に応じること。 |  |  |
| 12.適用基準 | 本事業の実施にあたっては、関連する法令等によるものの他、以下に掲げる基準等を適用すること。なお、当該基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として改訂されたものを適用するものとし、入札後の改訂については、その適用について北陸地方整備局と協議するものとする。また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令等及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。要求水準書と当該基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。1. 北陸地方整備局「設計及び解析業務委託共通仕様書」　令和5年4月
2. 北陸地方整備局「地質・土質調査業務共通仕様書」　令和5年4月
3. 北陸地方整備局「用地調査等業務共通仕様書」 令和4年3月
4. 北陸地方整備局「土木工事共通仕様書（案）」　令和5年3月
5. 北陸地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」　令和5年3月
6. 北陸地方整備局「設計要領（共通編）」　令和3年10月
7. 北陸地方整備局「設計要領（道路編）」　令和4年4月
8. 北陸地方整備局「情報ＢＯＸ設計・施工マニュアル(案)」　平成25年3月
9. 北陸地方無電柱化協議会「電線共同溝（技術）マニュアル(改訂案）」令和2年3月(一部改訂)
10. 国土交通省「写真管理基準（案）」　令和5年3月
11. 国土交通省「電気通信設備工事共通仕様書」　令和5年3月
12. 国土交通省「BIM/CIM活用ガイドライン（案）」令和4年3月
13. 国土交通省「電子納品運用ガイドライン」　令和5年3月
14. 国土交通省「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」　令和4年6月
15. 日本道路協会「道路構造令の解説と運用」　令和3年3月
16. 日本道路協会「道路土工要綱」　平成21年6月
17. 日本道路協会「道路土工－仮設構造物工指針」　平成11年3月
18. 日本道路協会「道路土工－擁壁工指針(平成24年度版)」　平成24年7月
19. 日本道路協会「防護柵の設置基準・同解説 ボラードの設置便覧」　令和3年3月
20. 交通工学研究会「路面標示設置マニュアル 平成24年1月」
21. 日本道路協会「道路照明施設設置基準・同解説 平成19年10月」
22. 日本道路協会「舗装設計施工指針 平成18年2月」
23. 日本道路協会「舗装設計便覧 平成18年2月」
24. 日本道路協会「共同溝設計指針」昭和61年3月
25. 道路保全技術センター「電線共同溝」　平成7年11月
26. 建設電気技術協会「光ファイバケーブル施工要領・同解説」　平成25年版
 |  |  |
| 14.業務の監視 | 北陸地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。 |  |  |
| 15.関係者協議会の設置 | 北陸地方整備局及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うために、北陸地方整備局及び事業者により構成する関係者協議会を設置する。なお、協議会の開催の事務については、事業者が行うものとする。 |  |  |
| 16.事業期間終了時の水準 | 事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、維持管理対象施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。なお、事業契約期間終了日の約2年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を北陸地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。 |  |  |
| 17.暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について | (1)暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。 |  |  |
| (2)前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により北陸地方整備局に報告すること。 |  |  |
| (3)前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。 |  |  |
| (4)暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、北陸地方整備局と協議を行うこと。 |  |  |

|  |
| --- |
| 第2章 設計業務 |
| 1. 基本事項 |  |  |  |
|  | (1)一般事項 | 本施設を対象とし、その設計については、入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において設計業務を行うものとする。また事業者は、設計業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。本業務の履行にあたっては、第1章12.適用基準に示す各基準等に基づき実施するものとし、各基準等に対する特記及び追加仕様事項は、次の(2)業務の条件から(13)旅費交通費に示すとおりとする。なお、設計にあたっては、的確な構造と経済性、周辺環境（工事中の路上規制が与える外部への影響等）へ配慮した設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。 |  |  |
|  | (2)業務の条件 | ア 　事業者は、設計業務の遂行にあたり、北陸地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。 |  |  |
|  | イ 　事業者は、北陸地方整備局に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。 |  |  |
|  | ウ　 北陸地方整備局は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認することができる。 |  |  |
|  | エ 　事業者は、必要となる各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を北陸地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類の写しを北陸地方整備局に提出するものとする。 |  |  |
|  | オ 　関係機関との協議に当たっては、事業者は現地踏査結果を反映するとともに、各関係機関から資料を収集し調査・把握したうえで資料をとりまとめ、打合せ資料として作成し提出すること。 |  |  |
|  | カ　 北陸地方整備局が市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、事業者は、北陸地方整備局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。 |  |  |
|  | (3)業務期間 | 設計業務の期間は、本施設の引渡し日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め北陸地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。 |  |  |
|  | (4)設計体制と管理技術者の配置・進捗管理 | 事業者は、設計業務の管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。 |  |  |
|  | (5)提出書類 | 事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、北陸地方整備局に提出し確認を得るものとする。なお、設計業務に係る書類の提出は、設計及び解析業務委託共通仕様書に準拠すること。 |  |  |
|  |  | ア　 業務着手前 | 事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、設計業務着手予定の前日までに、北陸地方整備局に提出し確認を得るものとする。 |  |  |
|  | (ア) 設計業務計画書（組織体制を含むもの） |  |  |
|  | (イ) 設計業務工程表（詳細設計、各種申請手続及び北陸地方整備局との調整の工程） |  |  |
|  | (ウ) 管理・照査技術者通知書及び担当技術者届（経歴書を添付のこと） |  |  |
|  | イ　 業務完了時 | 事業者は、設計業務終了時に以下の書類を北陸地方整備局に提出すること。北陸地方整備局は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。 |  |  |
|  | (ア) 確認結果報告書（要求水準書との整合チェック） |  |  |
|  | (イ) 確認結果報告書（事業提案書との整合チェック） |  |  |
|  | (ウ) 設計業務完了報告書 |  |  |
|  | (エ) 設計業務成果引渡書 |  |  |
|  | (6)設計図書の提出 | 事業者は、工事着工予定日の1ヶ月前までに、当該項の表の設計図書を北陸地方整備局に提出し、設計図書の内容を説明し、北陸地方整備局の承諾を得なければならない。なお、業務履行中、北陸地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出すること。（表　設計図書及び内容一覧表 参照） |  |  |
|  | ア 　成果品は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省）令和5年3月」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で正副2部提出する。 |  |  |
|  | イ 　成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。 |  |  |
|  | ウ 　設計図面の作成方法は、「CAD 製図基準 平成29年3月」に準拠して行うものとする。 |  |  |
|  | エ 　とりまとめた数量集計表は、数量計算書に含めて提出すると共にエクセル（Excel2016形式以下のもの）で保存登録したものを提出するものとする。また、数量計算書等には、詳細設計数量計算に基づき、工種別内訳表及び内訳明細書を示した事業費内訳書を含めること。 |  |  |
|  | オ 　数量集計表の様式については、国土技術政策総合研究所ホームページ「工事関連の様式集－土木工事数量算出要領・数量集計表」に掲載されているのでそれを活用すること。 |  |  |
|  | カ 　建設副産物対策は、設計及び解析業務委託共通仕様書第1209条（設計業務の条件）の9に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書（建設リサイクルガイドラインによる。）を作成するものとする。 |  |  |
|  | キ 　公開用成果品の作成にあたっては、北陸地方整備局との協議に基づき、不開示情報のマスキング等の措置を行うこと。なお、「紙」による報告書の提出は、北陸地方整備局と協議のうえ、決定する。 |  |  |
|  | (8)設計協議 | 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、北陸地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。 |  |  |
|  |  | ア 　主要段階での打合せ（実施時期は適宜）  | (ア) 業務計画書作成時（業務着手時） (イ) 関係機関等協議着手前 (ウ) 工事発注計画時 要求水準の変更の必要が生じた場合に実施。 |  |  |
|  |  | イ 　成果完成時の打合せ |  |  |
|  | (9)土地への立ち入り等 | 植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じた損失は事業者の負担とする。 |  |  |
|  | (10)再委託 | ア 再委託の承諾について、以下のとおりとする。 |  |  |
| (ア) 業務の一部（主たる部分を除く）を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を北陸地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。なお、事業者が再委託を変更する場合も同様な手続きを行うものとする。また、北陸地方整備局が再委託を承諾した場合は、業務計画書に「履行体制に関する書面」を添付し提出するものとする。 |  |  |
|  | (イ) 前項の規定は、設計及び解析業務委託共通仕様書第1128条第2項に示す軽微な部分の業務を再委託しようとするときには、適用しない。 |  |  |
|  | (ウ) （ア）の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。 |  |  |
|  | (エ) 再委託に関して北陸地方整備局の承諾が得られない場合は、事業者は再委託に付そうとした部分を自ら履行するものとする。 |  |  |
|  | (11)合同現地踏査 | 北陸地方整備局及び事業者合同での現地踏査を希望する場合は、監視職員と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、北陸地方整備局及び事業者間で相互に確認するものとする。なお「合同現地踏査」は、業務の着手段階等において、北陸地方整備局と事業者が合同で現地踏査を行い、現場で設計条件、施工の留意点及び関連する事業の情報等について事業者に伝えるとともに、設計方針の共有化を図ることにより、設計成果の品質向上を図ろうとする取り組みである。 |  |  |
|  | (12)留意事項 | 事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに北陸地方整備局から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。なお、設計の検討内容について、北陸地方整備局から説明を求められた場合は、事業者は、その必要に応じて随時聴取を受けるものとする。 |  |  |
|  | (13) 旅費交通費 | 本業務は旅費交通費を率化することにより業務改善を行う試行業務である。本業務において打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査含む）にかかる旅費交通費は直接人件費の0.63%として計上している。なお、契約変更によって直接人件費の増減があった場合の旅費交通費においては変更後の直接人件費に対し率を乗じた額により計上する。ただし、旅費交通費の上限は24.4万円とし、変更によって宿泊が生じた場合は本試行の対象外とする。 |  |  |
| 2.BIM/CIM 活用業務について |  |  |
|  | (1) BIM/CIM 活用業務 | 本業務は、BIM/CIM適用業務（発注者指定型）である。以下に示す活用内容について、3次元モデルを作成し活用する。詳細については、受発注者で協議し、以下の(2)～(5)により実施する。なお、受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。 |  |  |
|  | (2) BIM/CIM実施計画書の作成 | 3次元モデルの活用について、以下ア～オの内容について受発注者で協議し、BIM/CIM実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、受発注者で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本業務を実施する。ア 3次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）イ 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの使用等）ウ 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類エ 3次元モデルの作成担当者オ 3次元モデルの作成・活用に要する費用 |  |  |
|  | (3) BIM/CIM 実施報告書の作成 | BIM/CIM実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下ア～オの内容を記載したBIM/CIM実施報告書を作成する。ア 3次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察含む）イ 作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）ウ 後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合状況、活用時の注意点等） |  |  |
|  |  | エ 成果物オ その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等） |  |  |
|  | (4) 成果の納品 | BIM/CIM実施計画書（変更含む）、BIM/CIM実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。 |  |  |
|  | (5) BIM/CIM実施の費用について | BIM/CIM実施に係る費用は、当初計上していない。受注者が「BIM/CIM実施計画書」に基づいた見積書を発注者に提出し、発注者が実施内容と効果の把握、妥当性を確認した項目について、設計変更により計上するものとする。 |  |  |
| 3.事前調査業務 | 事業者は、事業契約締結後、速やかに現地踏査、試掘調査及び現況測量を実施するとともに、関係法令等に基づいて業務を遂行するものとする。 |  |  |
|  | (1)試掘調査 |  |  |  |
|  |  | ア　試掘調査 | 歩道部内は既設埋設物が存在しているとともに、埋設状況も不明であるため、「Ｒ３国道１１６号電線共同溝詳細設計（令和5年3月）」の検討内容を詳細設計に反映できない箇所においては、詳細設計に先立ち、試掘調査等を行い、本調査結果を基に特殊部設置箇所や管路線形等を決定すること。試掘実施箇所は、1箇所あたり（1.0ｍ×2.5ｍ×1.5ｍ）で、10箇所（既存埋設物移設想定箇所）を想定している。ただし、現地調査の結果、これによりがたい場合は北陸地方整備局と協議の上、変更契約の対象とする。また、試掘及び本掘削における監視員は、埋設物件事故防止費として普通作業員を夜間延べ5人計上しているが試掘箇所数の変更や現場条件等により変更 が生じた場合は、北陸地方整備局と協議のうえ、変更契約の対象とする。既存埋設物移設想定箇所：2箇所/日　※延べ5日を想定なお、試掘に際して、交通の安全確保が必要な場合は、交通誘導警備員を配置する。なお、交通誘導警備員(交通誘導警備員Ａ 2人日、交通誘導警備員Ｂ 8人日)を予定している。なお、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合は、事業者は北陸地方整備局に報告するものとし、設計変更の対象とする。ただし、一般国道１１６号における交通の誘導に関わる交通誘導警備員は、箇所毎に1人以上、交通誘導警備業務の検定合格警備員を配置しなければならない。 |  |  |
| イ　電線共同溝・情報BOX等の埋設管路等の事故防止 | (ア) 本工事は、情報ボックス及び光ファイバーケーブルなどの近接工事であるため、電線共同溝(技術)マニュアル(改訂案)、情報ＢＯＸ設計・施工マニュアル(案)に基づき、施工計画書の通信等設備事故防止計画には下記事項を記載するものとする。・設備事故防止管理者・埋設箇所の確認方法（地中探査機含む）・近接部の工事施工方法（仮設計画含む）・作業上の留意事項及び作業員への周知方法・事故発生時の連絡体制及び即応体制・その他必要な事項また、工事着工前に当たり、北陸地方整備局及び占用企業者の立会を求め試掘を行い埋設位置を確認すること。 |  |  |
| (イ)情報BOX等の設置位置の確認結果については、工事打合簿に当該項の表の「地下埋設物確認表」及び位置等の分かる図面（測量成果)、写真等の資料を添付して北陸地方整備局に報告すること。 |  |  |
|  | (2)地質調査 | 地質調査の実施内容は以下を想定する。 |  |  |
|  |  | ア　機械ボーリング | (ア)φ66mmボーリング（ノンコアボーリング50m以下、鉛直下方）数量：20ｍ　3箇所　(１箇所あたり内訳；砂・砂質土15ｍ　粘性土・シルト5m)φ86mmボーリング（ノンコアボーリング50m以下、鉛直下方）数量：3ｍ　3箇所　(１箇所あたり内訳；砂・砂質土3ｍ)  |  |  |
|  |  |  | (イ)サンプリング共通仕様書に基づき、試料の採取を行う。①固定ピストン式シンウォールサンプラー　数量：3本（粘性土（０≦N＜４）） |  |  |
|  |  |  | (ウ)サウンディング及び原位置試験共通仕様書に基づき、サウンディング及び原位置試験を行う。①標準貫入試験　砂・砂質土　数量：45回標準貫入試験　粘土・シルト　数量：15回 |  |  |
|  |  |  | (エ)準備及び後片付け　数量：1業務資機材の準備・保管、ボーリング地点の整地・後片付け位置出し測量等を行う。 |  |  |
|  |  |  | (オ)足場仮設機械ボーリングに必要な機械及び仮設足場の設置撤去を行う。①平坦地足場（高さ0.3ｍ超、ボーリング深度 50m以下）　数量：3箇所 |  |  |
|  |  |  | (カ)調査孔閉塞　数量：3箇所調査孔の閉塞を行う。 |  |  |
|  |  |  | (キ)環境保全（仮囲い）　数量：3箇所ボーリングを行う場所等で安全上、環境保全上、囲いが必要な場合を行う。 |  |  |
|  |  |  | (ク)土質・土壌試験以下の試験項目について、共通仕様書に基づき試験を行う。・土の密度試験　数量：3試料※１試料につき３個を基準としている。・土の含水比試験　数量：3試料※１試料につき３個を基準としている。・土の湿潤密度試験　数量：3試料※１試料につき３個、Ａ法を基準としている。・土の粒度試験　数量：3試料※沈降分析（ふるい分析含む）を基準としている。・土の液性限界試験　数量：3試料※１試料につき６点を基準としている。・土の塑性限界試験　数量：3試料※１試料につき３個を基準としている。・土の一軸圧縮試験　数量：3試料※１試料につき２供試体を基準としている。 |  |  |
|  |  |  | (ケ)解析等調査共通仕様書に基づき、解析等調査を実施するものとする。（ボーリング3本）・資料整理とりまとめ・断面図等の作成 |  |  |
|  |  |  | (コ)交通誘導警備員・交通誘導警備員Ａ　数量：15人日警備業者の警備員（警備業法第２条第４項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に、従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員とする。一般国道１１６号において、作業期間中に現道上で交通危害の恐れがある場合は、箇所毎に１人以上、交通誘導警備員Ａを配置することとする。なお、昼間勤務、交替要員なしを標準とし、これに依らないものは、別途、監視職員と協議するものとする。・交通誘導警備員Ｂ　数量：15人日警備業者の警備員で、交通誘導警備員Ａ以外の交通の誘導に従事するものとする。なお、昼間勤務、交替要員なしを標準とし、これに依らないものは、別途、監督職員と協議するものとする。 |  |  |
|  |  | イ　解析等業務 | (ア)解析等業務共通仕様書に基づいて、解析等業務を実施するものとする。（ボーリング３本）・既存資料の収集・現地調査・資料整理とりまとめ・断面図等の作成・総合解析とりまとめ（種目数：6種～9種） |  |  |
| 4.詳細設計業務 |  |  |  |
|  | (1)基本的な考え方 | 詳細設計の基本的な考え方を以下に示す。 |  |  |
|  | ア　詳細設計は、詳細設計等成果である「Ｒ３国道１１６号電線共同溝詳細設計（令和5年3月）」を参考とし、詳細設計にて実施する試掘調査結果や関係機関協議会等における要望事項などを反映させ電線共同溝修正設計や一般構造部構造物設計など実施すること。 |  |  |
|  | イ　起終点部においては、既設の電線共同溝との接続を、出来島一交差点においては新潟市が計画する電線共同溝と接続する計画を考慮すること。 |  |  |
|  | ウ　官地に残存する電柱は、必要な電柱以外全て撤去することを基本とする。なお、民地に残存する電柱の取扱については、北陸地方整備局や電柱所有者と協議し、決定すること。 |  |  |
|  | エ 事業対象区域には、道路法に基づく届出対象区域が設定されていることから、次のことに留意して設計すること。なお、届出対象区域の範囲等は、国土交通省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi\_23.html）で確認可能である。①届出対象区域内にある既設電柱を活用した連系設備等の設置はしない。②届出対象区域内に新たに電柱は設置しない。※①、②において、当該電柱が倒壊した場合でも国道１１６号の緊急自動車等の通行に支障がないと新潟国道事務所が確認した電柱は除く。 |  |  |
|  | (2) 設計業務及び設計条件 | ア 電線共同溝修正設計［全体設計］①設計計画 ②現地踏査 ③設計条件の整理・検討 ④平面・縦断線形検討⑤数量計算 ⑥管路部設計 ⑦特殊部設計 ⑧地上機器部設計 ⑨施工計画⑩関係機関との協議用資料作成 ⑪照査 ⑫報告書作成［各部設計］①管路部詳細設計 ②特殊部詳細設計 ③地上機器部詳細設計④仮設構造物詳細設計 設計条件：設計延長1.16ｋｍ（0.58km×2（上下線））、詳細設計成果あり、市街地（DID地区）応力計算　各1ケース |  |  |
| イ 交差点照明施設詳細設計①設計計画 ②設計条件の確認・交差点照明施設設計 ③設計図④数量計算 ⑤照査 |  |  |
| ウ 一般構造物設計（プレキャスト土留型特殊部詳細設計）①設計計画　②設計条件の確認　③設計計算　④設計図　⑤数量計算⑥照査　⑦報告書作成 設計条件：予備設計成果あり※基礎については当初、直接基礎を想定するが、地質調査の結果を踏まえ検討を行うこととし、必要に応じて設計変更の対象とする。 |  |  |
| エ仮設構造物詳細設計（自立式）①設計計画 ②設計計算 ③設計図④数量計算 ⑤照査 ⑥報告書作成設計条件：土質調査ごとに１ケース、計３ケース（１ケース＋類似２ケース） |  |  |
|  | (3)電線共同溝 | 占用業者等が作成した配線計画図を基に、ケーブル条数、径などを区間別に整理すること。また、将来の道路計画について把握し、問題点を整理すること |  |  |
|  |  | ア 詳細設計においては、「Ｒ３国道１１６号電線共同溝詳細設計（令和5年3月）」において計画した配線計画図をもとに、詳細設計で実施する関係者協議の結果を踏まえ管路配置や、特殊部の配置の見直しを行うこと。 |  |  |
|  |  | イ 地上機器については、「Ｒ３国道１１６号電線共同溝詳細設計（令和5年3月）」成果を基に占用業者等との調整を図り、設置位置等を決定すること。 |  |  |
|  |  | ウ 引込管・連系管・連系設備の引込・立上り位置調整と、北陸地方整備局以外の道路管理者の管理道路への連系設備等に関する調整を行う。なお、連系管・連系設備を立上げる場合は、電柱所有者の了解を得ることとする。 |  |  |
|  |  | エ 電線共同溝工事完了後の道路復旧について以下の事項を北陸地方整備局、関係機関等と協議し、設計に反映すること。(ア) 植樹の形態、照明設備等の計画、舗装の形式、階段の形態(イ) その他関連事業の有無 |  |  |
|  |  | オ 道路内（車道、歩道）は既設埋設物が存在していることから、特殊部設置箇所においては、試掘調査等を行い、特殊部設置箇所を設定すること。(ア) 既設占用物は迂回するなど、支障移転は可能な限り発生しないよう求めるが、やむを得ない場合は、詳細設計時に、関係機関と協議・調整を行い、詳細設計に反映すること。(イ) 工法は、国土交通省等で検討が進められている無電柱化整備の低コスト手法に基づき、導入可能な手法について、北陸地方整備局及び関係機関との協議・調整を行いながら詳細設計に反映し、コスト縮減を図ること。 |  |  |
|  | (4)照明設備（交差点照明） | 安全かつ円滑な交通環境の形成を図るため、道路利用者に適切な視環境を提供する照明設備等を設置すること。また、本事業の対象区間道路においては、「Ｒ３国道１１６号電線共同溝詳細設計（令和5年3月）」の照明計画を基に交差点照明に関する詳細設計を実施すること。 |  |  |
|  | (5) 仮設構造物 | 本体構造の躯体・基礎形式に従い、立地位置の地形、地質、地下水、道路交通の確保、近接構造物の有無、地下埋設物、周辺環境（騒音振動等）の保全等に留意し、山留め形式を検討し選定すること。 |  |  |
| 5.設計業務に係る調整業務 | 事業者は、設計業務と並行して、以下に記載する各種業務について北陸地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務を実施すること。 |  |  |
|  | (1)業務計画 | 事業者は、調整業務（設計段階）実施にあたり、次の(2)から(7)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、北陸地方整備局へ提出すること。 |  |  |
|  | (2)事業説明、地元・関係者機関調整等 | 事業者は、地域住民及び地権者に対して事業（設計）説明会を実施し、内容に対して同意を得るよう努めなければならない。説明対象者と周知方法については北陸地方整備局、新潟市と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保するものとすること。なお、説明会の周知方法については、北陸地方整備局が新潟市の協力を得た上で、事業者が周知活動を行うものとする。 |  |  |
|  | (3)支障物件等調査及び移転協議 | 事業者は、詳細設計にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、支障物件の抽出と移転計画を立案すること。なお、占用者等への協議は事前に協議内容を北陸地方整備局と協議した上で行うものとする。 |  |  |
|  | (4)家屋調査 | 本工事の「整備工事」においては、工事に伴う公害（騒音・振動・粉塵・排出ガス等・水質汚濁）については特段考慮していない。　しかしながら、現地状況等により必要に応じて、事業者は、道路端から本工事施工影響範囲と想定される範囲を対象に、家屋調査等を実施し、工事の同意を得るものとする。その必要性については、北陸地方整備局と協議するものとする。事業者は、家屋調査を実施するにあたり、5.(1)に基づき業務計画書を作成するときは、当該実施内容について、工事に着手する６ヶ月前までに北陸地方整備局と協議するものとする。家屋調査の実施時期は、工事着手前と工事完成後とする。ただし、工事完成後の実施については、北陸地方整備局と協議した上で行うものとする。また、家屋調査の実施にあたっては、北陸地方整備局用地調査等業務共通仕様書、及び同共通仕様書に記載された地盤変動影響調査算定要領に基づき行うものとし、調査を実施する者は下記要件ア～オを満たす者とする。なお、調査費用については当初は計上していないため、実施した場合は、設計変更の対象とする。 |  |  |
|  |  | ア　調査実施時点において北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。 |  |  |
|  |  | イ　「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号。以下「登録規程」という。）第２条第１項の別表に掲げる事業損失部門の登録を受けていること。 |  |  |
|  |  | ウ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 |  |  |
|  |  | エ　北陸地方整備局管内の新潟県内に本店・支店営業所のいずれかを有していること。 |  |  |
|  |  | オ　平成25年度以降、元請けとして、北陸地方整備局より受注し、完了した業務（再委託による業務は含まない）において、登録規程第２条第１項の別表に掲げる事業損失部門を含む業務の実績を有すること。ただし、実績として挙げた業務において北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）の発注した業務に係る実績が、「地方整備局委託業務等成績評定要領」及び「地方整備局用地関係業務等成績評定要領」に基づく業務成績が60点以上であること。 |  |  |
|  |  | 家屋調査の実施にあたって、下請負人に請け負わせようとするときは、下請負人との請負契約書案を提出する際に、当該契約請負金額の内訳書を添付するものとする。なお、家屋調査成果物の品質確保のため、当該請負契約金額の積算にあたっては、北陸地方整備局が公表している「用地調査等業務積算基準」を参考とするものとし、また、北陸地方整備局は、当該請負契約金額が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条に基づく調査基準価格を上回っていることを監視職員が確認する。本工事の施行に伴い工事損害等が発生したときは、事業者は北陸地方整備局へ速やかに報告するものとする。下記（ア）及び（イ）の場合、北陸地方整備局へ予め協議するものとする。なお、事業者は、北陸地方整備局側の事務処理期間を考慮し、時間的余裕をもって協議するものとする。 |  |  |
|  |  | （ア） 因果関係の判定及び責任の所在当該協議にあたって、事業者は、北陸地方整備局が因果関係の判定に必要となる未然防止対策及び工事実施状況等の資料を提供するものとする。 |  |  |
|  |  | （イ） 契約書第36条第１項に基づく損害賠償若しくは同条第３項に基づく協議により事業者が損害賠償する場合、工事損害等に対する費用負担額損害賠償の負担にあたっては、当該協議後、北陸地方整備局からの承諾を得るまでは実施しないこと。 |  |  |
|  | (5)占用業者等との電線共同溝の協議 | 事業者は、詳細設計について、下記に挙げる占用業者等と協議した上で設計図書を作成するものとする。・東日本電信電話㈱（エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱）、㈱NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、東北電力ネットワーク㈱、㈱トークネット、㈱ニューメディア、新潟県警察本部 |  |  |
|  | (6)占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議 | 事業者は、詳細設計にあたり、前項の占用事業者等と協議した上で引込管、連系管の設計を行うとともに、電柱所有者へ連系設備の設計を依頼・委託および占用事業者等へ引込設備の設計を依頼するものとする。また、電線共同溝と連系設備・引込設備の同時施工について、調整を行うこと。 |  |  |
|  | (7)交差点照明、信号・横断歩道等の計画調整 | 事業者は、交差点照明、信号・横断歩道等の計画について、道路管理者及び交通管理者と調整を行うものとする。 |  |  |
|  |  |  |  |
| 第3章 工事業務 |
| 1.基本事項 |  |  |  |
|  | (1)一般事項 | 事業者は、設計業務の成果、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づいて、本施設の工事を行うこと。また事業者は、工事業務期間中に電線管理者や地域住民等関係機関と必要な調整を行うものとし、本施設の完成後、施設の所有権移転を行うものとする。本業務の履行にあたっては、国土交通省北陸地方整備局制定「土木工事共通仕様書（案） 令和5年3月」（以下「土木工事共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室「電気通信設備工事共通仕様書（令和5年3月）」（以下「電気通信設備工事共通仕様書」という。）及び本要求水準書に基づき実施するものとする。土木工事共通仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は、改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、適用を北陸地方整備局と協議する。 |  |  |
|  | (2)業務の条件 | 事業者は、以下の条件に基づいて工事業務を実施すること。 |  |  |
|  |  | ア 　 事業契約書に定められた本施設の工事の履行のために必要となる業務は、事業契約書において北陸地方整備局が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 |  |  |
|  |  | イ 　工事業務の実施にあたり必要となる工事説明会等で近隣住民等に工事内容等の周知を行い、作業時間等の了承を得ること。 |  |  |
|  |  | ウ 　建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や近隣商業施設の営業環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。 |  |  |
|  |  | エ 　工事業務期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。 |  |  |
|  |  | オ 　 事業者は、工事着工前に、工期及び工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書（工事全体工程表を含む）を作成し、北陸地方整備局に提出して、承諾を得ること。提出書類の内容については、土木工事共通仕様書及び要求水準書に準拠すること。 |  |  |
|  |  | カ 　事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を遂行するものとする。 |  |  |
|  |  | キ 　事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。 |  |  |
|  |  | ク 　事業者は、北陸地方整備局に対し、工事の進捗状況を定期的に報告するものとする。 |  |  |
|  |  | ケ 　北陸地方整備局は、工事の進捗状況及び内容について、随時事業者に確認できるものとする。 |  |  |
|  | (3)業務期間 | 事業者は、令和13年3月末までに本施設の完成・引渡しの工事業務を完了すること。なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰することができない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め北陸地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。 |  |  |
|  | (4)路上工事の抑制 | 路上工事抑制期間は、新潟国道事務所ホームページ「路上工事抑制カレンダー」による。（<https://www.hrr.mlit.go.jp/niikoku/work/calendar.html>） |  |  |
|  | (5)現場代理人等 | 事業者は、現場代理人を設置するものとする。また、建設業法（昭和24年法律第100号）等に従い、監理技術者等の必要な技術者を配置するものとする。なお、下記に該当する場合で北陸地方整備局と協議の上認められたもの以外は、当該技術者を変更することはできないものとする。配置技術者を変更する場合は、入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ第一次審査提出書類に記載された当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、変更後の配置技術者のCORINSへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、配置技術者を変更する場合は新旧技術者の引継期間について北陸地方整備局と協議するものとする。ア 　傷病により職務の遂行ができないと判断された場合イ 　死亡した場合ウ 　退職した場合エ　 真にやむを得ない理由により転勤となる場合オ　 出産、育児、介護のため職務の遂行ができないと判断された場合カ 　北陸地方整備局の責により工期延期となる場合キ 　工期が2年以上の長期に渡る工事で１年以上の期間連続して従事した場合 |  |  |
|  | (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 | ア 現場施工に着手するまでの期間請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、北陸地方整備局へ書面により報告するものとする。 |  |  |
|  |  | イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。 |  |  |
|  |  | ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。 |  |  |
|  |  | エ 工事完成後、検査が終了し（北陸地方整備局の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、北陸地方整備局が検査合格通知書で完成検査の合格を通知した日とする。 |  |  |
|  | (7)完成検査及び完成（引渡）検査 | 事業者による完成検査及び完成（引渡）検査は、以下に基づき実施すること。 |
|  |  | ア 　事業者による完成検査 | (ア) 事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査（導通試験を含む）を実施するものとする。 |  |  |
|  | (イ) 事業者による完成検査の実施については、それらの実施日の7日前までに北陸地方整備局に書面で通知するものとする。 |  |  |
|  | (ウ) 事業者は、前項の報告終了後、速やかに北陸地方整備局に完成確認依頼書を提出するものとする。 |  |  |
|  | イ 　完成（引渡）検査 | (ア) 北陸地方整備局は、完成確認依頼書を受領した後、完成（引渡）検査を実施するものとする。 |  |  |
|  | (イ) 完成（引渡）検査は、事業者の立会いのもとに実施する。 |  |  |
|  | (ウ) 完成（引渡）検査は、北陸地方整備局が確認した設計図書及び事業者の用意した施工記録との照合により実施する。 |  |  |
|  | (エ) 事業者は、北陸地方整備局の行う完成（引渡）検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成（引渡）検査時の手続きと同様とする。 |  |  |
|  | (オ) 事業者は、北陸地方整備局による完成（引渡）検査後、是正・改善事項がない場合には、北陸地方整備局から完成（引渡）検査完了の通知を受けるものとする。 |  |  |
|  | (8) 設計変更等 | 設計変更等については、事業契約書及び土木工事共通仕様書1-1-1-14～1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン（案）」（北陸地方建設事業推進協議会　工事施工対策部会）及び「工事一時中止に係るガイドライン（案）」（北陸地方建設事業推進協議会　工事施工対策部会）によることとする。 |  |  |
|  | (9) 工事完成図書の納品 | ア 事業者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和5年3月）」に基づいて作成した電子成果品を納品するものとする。ただし、協議により紙での提出としているものについては紙の成果品とする。 |  |  |
|  |  | イ 道路工事完成図等の作成・納品事業者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。事業者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。　道路工事完成図の作成にあたっては「CAD製図基準（平成29年3月版）」を適用することとする。提出資料（道路工事完成図等作成要領p71参照）【電子データ（CDで提出）】・完成平面図：SXFデータ（拡張子.P21）・完成縦断図：SXFデータ（拡張子.P21）・完成平面図：属性XMLデータ（拡張子.saf）※またはこれらを圧縮したデータ（拡張子.P2Z）【出力資料】・チェック結果記録・完成平面図・完成縦断図・「完成平面図」チェック結果記録・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ |  |  |
|  | (10) 工事書類の作成 | ア 工事書類の作成にあたっては、「土木工事現場必携 工事書類作成マニュアル編（平成31年3月 北陸地方整備局企画部）」に基づき実施するものとする。なお、「工事関係書類一覧表」は国土交通省北陸地方整備局ホームページ（http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kansoka\_index.html）から入手可能である。 |  |  |
|  |  | イ 「工事関係書類一覧表」により、工事着手前に「北陸地方整備局へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」に関して「事前協議」するものとする。また「事前協議」の内容を変更する場合は、北陸地方整備局と事業者で協議を行うものとする。 |  |  |
|  |  | ウ イにおいて電子により提出、提示することとなった書類については、検査時その他の場合において紙での提出、提示は行わないものとする。 |  |  |
|  | (11) 工事書類の提出 | ア　工事写真事業者は、工事写真をデジタルカメラにより撮影を行う場合には、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和5年3月）」に基づき電子データを格納した電子媒体を1部提出するものとする。 |  |  |
|  |  | イ　工事帳票事業者は、工事帳票の交換・共有方法を紙により行う場合には、紙で2部提出するものとする。工事帳票の交換・共有方法を情報共有システムにより行う場合には、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和5年3月）」及び「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン（令和4年3月）」に基づいて行わなければならない。 |  |  |
|  | (12) 成果品の納品 | 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、北陸地方整備局が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。オンラインによる納品が実施できない場合は、北陸地方整備局と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。 |  |  |
|  | (13) 道路施設基本データの作成 | ア 道路施設基本データ(道路施設及び情報通信光施設)は、北陸地方整備局から配布する「道路施設基本データ作成要領(北陸地方整備局版）（案）」に基づいて作成すること。 |  |  |
|  |  | イ 作成した道路施設基本データは、完成工期前に北陸地方整備局の審査を受けたのち提出すること。 |  |  |
|  |  | ウ 北陸地方整備局の都合により、完成工期までに事業者が作成したデータの審査が実施できない場合は、後日、審査を実施する。 審査の結果、修正等が必要となった場合、事業者は協力すること。 |  |  |
|  |  | エ 道路施設基本データは、完成工期前に提出を求める場合がある。 |  |  |
|  | (14)中間技術検査 | 北陸地方整備局は、整備工事期間中、各年度末において中間技術検査を実施する。 |  |  |
|  | (15)打合せ | 工事業務を適正かつ円滑に実施するため、北陸地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。 |  |  |
|  | (16) 週休2日に取り組む工事 | ア 本工事は、週休2日に取り組む工事（発注者指定方式）の試行工事であり、事業者は週休2日の現場閉所を行うものとする。 |  |  |
|  |  | イ 事業者は、「工程調整部会」開催後、工事着手前迄に、現場閉所予定日を設定し、ＣＣＳ（クリティカル工程共有表）に明記し、北陸地方整備局に提出すること。また、工程に変更が生じた場合は、工程を見直し、提出すること。 |  |  |
|  |  | ウ 週休2日の取得とは対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 |  |  |
|  |  | エ 対象期間は工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、北陸地方整備局があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（事業者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 |  |  |
|  |  | オ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。これにより難い場合は、別途協議すること。 |  |  |
|  |  | カ 「工程調整部会」は工事契約後、施工前までに開催することを必須とする。 |  |  |
|  |  | キ 事業者は月1回程度を目安に現場閉所日の実績を北陸地方整備局に提出し、確認を受けること。 |  |  |
|  |  | ク　当初より4週8休以上（現場閉所率28.5％以上）の達成を前提とした以下の各経費の他、土木工事標準単価を補正済であるが、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。【4週8休以上】※現場閉所率28.5％(8/28日以上)労務費　1.05機械経費(賃料)　1.04共通仮設費率　　1.04現場管理費率　　1.06 |  |  |
|  |  | ケ　 工事完了後に試行についての検証（アンケート又はヒアリング）の実施する場合には、事業者は協力すること。 |  |  |
|  | (17) 熱中症対策に資する現場管理費の補正について | ア　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、事業者は施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。 |  |  |
|  | イ　計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いるものとし、計測に要する費用は事業者の負担とする。 |  |  |
|  |  | ウ　対象期間は工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 |  |  |
|  |  | エ 　施工計画書に基づき提出された計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。なお、真夏日とは日最高気温が30度以上の日をいい、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。真夏日率 ＝ 工期期間中の真夏日 ÷ 工期補正値（％）＝真夏日率 × 補正1.2現場管理費＝対象純工事費 ×（（現場管理費率 × 補正係数）＋補正値）ただし、補正値については「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2％とする。 |  |  |
|  | (18) 法定外の労災保険の付保 | 本工事において、事業者は法定外の労災保険に付さなければならない。 |  |  |
|  2. BIM/CIM適用工事について |  |  |
|  | (1) BIM/CIM適用工事 | 本工事は、BIM/CIM適用工事（発注者指定型）である。以下に示す活用内容について、3次元モデルを作成し活用する。詳細については、受発注者で協議し、以下の2～5により実施する。なお、受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。 |  |  |
|  | (2) BIM/CIM実施計画書の作成 | 3次元モデルの活用について、以下ア～オの内容について受発注者で協議し、BIM/CIM実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、受発注者で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。ア 3次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果）イ 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの使用等）ウ 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類エ 3次元モデルの作成担当者オ 3次元モデルの作成・活用に要する費用 |  |  |
|  | (3) BIM/CIM実施報告書の作成 | BIM/CIM実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下ア～オの内容を記載したBIM/CIM実施報告書を作成する。ア 3次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察含む）イ 作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）ウ 後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合状況、活用時の注意点等）エ 成果物オ その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等） |  |  |
| (4) 成果の納品 | BIM/CIM実施計画書（変更含む）、BIM/CIM実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。 |  |  |
| (5) BIM/CIM実施の費用について | BIM/CIM実施に係る費用については、受注者が「BIM/CIM実施計画書」に基づいて見積書を発注者に提出し、発注者が実施内容と効果の把握、妥当性を確認した項目について、設計変更により計上するものとする。 |  |  |
| 3. DXデータセンターの使用 | 本工事はDXデータセンターを使用することで、VDIによる専用ソフトの利用及び受発注者間のデータの共有の円滑化を図る工事である。3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDXデータセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとし、有償ソフトウェアの使用料は協議により設計変更の対象とする。なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference）及びポータルサイト（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym）を参照すること。 |  |  |
| 4.整備工事業務（特記事項）　 |  |  |
|  | (1)施工条件 |  |  |  |
|  |  | ア 　施工条件 | 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、事業者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、北陸地方整備局と事業者とが協議し契約変更の対象とする。 |  |  |
|  |  |  | (ア) 用地関係・工事施工において民地借上を必要とする場合の協議及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は事業者の責任において処理しなければならない。・本工事の施工区域外の工事用地においては、使用終了後速やかに原形復旧しなければならない。・工事区域のおける用地取得は予定していない。・本工事における借地は予定していない。 |  |  |
|  |  |  | (イ) 公害関係・工事に伴う公害防止（騒音・振動・粉塵・排出ガス等）については、特段考慮していない。・水替、濁水処理等は特段考慮していない。・現地状況等により対策が必要となった場合は事前に北陸地方整備局に報告した後、対策を実施するものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。・万が一、公害等が発生した場合は、速やかに北陸地方整備局に報告し、その対応について協議し、必要に応じて応急措置を講ずるものとする。 |  |  |
|  |  |  | (ウ) 安全対策関係・公共・公益施設（ガス、電気、電話、水道等）等からの施工上の制約はない。・有毒ガス及び酸素欠乏等の対策は、特段考慮していない。・現地状況等により対策が必要となった場合は事前に北陸地方整備局に報告した後、対策を実施するものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。 |  |  |
|  |  |  | (エ) 工事用道路関係・資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており、特に道路管理者（地元住民等）等からの制限は受けていない。・現地状況等により対策が必要となった場合は事前に北陸地方整備局に報告した後、対策を実施するものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。 |  |  |
|  |  |  | (オ) その他・工事用資機材の仮置きは、特段考慮していない。・事業者は、現場発生品を当該項の表の場所へ運搬すること。詳細については北陸地方整備局が指示する。 |  |  |
|  |  | イ 　工事工程の共有 | 事業者は、設計図書並びに最新の施工条件を基に北陸地方整備局・事業者間で作成した　ＣＣＳ（クリティカル工程共有表）を北陸地方整備局と共有すること。工事工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「北陸地方整備局」又は「事業者」）を明確にすること。また、施工中に工事工程表に変更が生じた場合、適切に北陸地方整備局・事業者間で共有することとし、工程の変更理由（以下（ア）～（オ）に示す）が事業者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。 |  |  |
|  |  | (ア) 北陸地方整備局・事業者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 |  |  |
|  |  | (イ) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 |  |  |
|  |  | (ウ) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 |  |  |
|  |  | (エ) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 |  |  |
|  |  | (オ) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 |  |  |
|  |  | なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとする。また、事業者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。　 |  |  |
|  |  | ウ　施工時間 | (ア) 当初設計においては、本工事の施工は昼間施工を見込んでいる。なお、日々の作業終了時には段差擦付舗装、仮舗装等により復旧し、車線規制を行わず解放することを原則とする。事業者は、これにより難い場合は北陸地方整備局に報告し指示を受けるものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。(イ) 本工事における昼間施工の作業時間帯は、9時～16時を想定している。なお、北陸地方整備局が作業時間の変更を指示した場合はこの限りではない。詳細については北陸地方整備局と調整すること。 |  |  |
|  | (2)掘削土工 |  |  |  |
|  |  | ア　仮設工 | 電線共同溝工の床堀りは、軽量鋼矢板による土留掘削を予定している。事業者は同工法により難い場合は、北陸地方整備局に報告し指示を受けるものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。 |  |  |
| イ　埋戻し | (ア) 床付面から管上5cmまでは良質な砂（中埋砂）にて水締めを行う。 |  |  |
| (イ) 管上5cmから路盤下端までの埋戻しは、現場発生土の利用を想定している。なお、現場発生土が良質でない場合は、事業者は北陸地方整備局に報告し指示を受けるものとし、設計変更の対象とする。 |  |  |
| ウ　作業残土の処理 | 残土運搬先は曽和残土置場（国道116号63.5kp付近）を見込んでいる。詳細は、北陸地方整備局の指示によるものとし、設計変更の対象とする。 |  |  |
|  | (3)構造物一般 |  |  |  |
|  |  | ア　基礎床掘に関する排水 | 基礎床掘において、ポンプによる排水は考慮していないが排水の必要が生じた場合は、契約変更の対象とする。　 |  |  |
|  | イ　敷モルタル及び管路基礎に関する材料 | 敷モルタルの混合比は1：3を標準とし、セメントの種類は高炉Bとする。また、管路基礎については川砂を想定している。 |  |  |
|  | ウ　接地工事 | 接地工事については電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号、令和4年4月改正）第19条及び第20条に基づき施工するものとする。　 |  |  |
|  |  |  | (ア) D種接地は、高圧機器部以外に設置し、接地抵抗値100Ω（直径1.6mm以上の電線）を確認し施工する。上記施工にあたっては、接地抵抗を下向きに示す方法で測定し、種類別に接地棒の長さ・接地線の太さ・長さ（余長1m以上）を決定し北陸地方整備局に報告するものとする。 |  |  |
|  |  | エ　土工 | 擁壁工などの掘削・床掘は、鋼矢板（油圧圧入・引き抜き）による土留掘削を想定している。事業者は詳細設計の実施により適切な施工方法を北陸地方整備局に報告し指示を受けるものとし、必要に応じ設計変更の対象とする。 |  |  |
|  |  | オ　構造物基礎（直接基礎） | 擁壁工などは直接基礎を想定している。事業者は詳細設計の実施により適切な基礎工を北陸地方整備局に報告し指示を受けるものとし、必要に応じ設計変更の対象とする。なお、直接基礎を採用の際は、事業者は構造物の施工に先立ち平板載荷試験（地盤工学会基準JGS1521）を実施し地盤反力を算定のうえ北陸地方整備局に報告し指示を受けること。反力装置はバックホウ（0.8m3 排他2次）１共用日／回を計上しているが測定箇所および回数等は北陸地方整備局と協議すること。 |  |  |
|  | (4)コンクリート工 | 本工事で使用するコンクリートは、生コンクリートとし、その配合は当該項の表のとおりとする。 |  |  |
|  |
| (5)コンクリートの圧縮強度試験 | コンクリートの圧縮強度試験のうち、材齢28日のものは、公的試験実施機関において実施することを原則とする。なお、公的試験実施機関で試験を行う場合は、土木工事共通仕様書1-3-3-2「工場の選定」4.に記載されている臨場を行わなくてよいものとする。　 |  |  |
| (6) 再生路盤材 |  |  |  |
|  | ア　材料（再生路盤材） | (ア) 本工事における再生路盤材の使用箇所および種類等は当該項の表による。　 |  |  |
| (イ) 施工にあたっては、工事着手後当該工事現場から40km範囲内（再生プラントが5箇所以上ある場合は運搬距離の近い順に品質証明ができる5プラントまでとしてもよい）の再生プラントへ供給可能量を照会し、施工前にその都度搬入プラント及び使用範囲又は使用の可否を北陸地方整備局に報告したうえで行うものとする。なお、再生材の使用は当該項のプラントを予定している。 |  |  |
|  |  | (ウ) RC-40以外については、新材を見込んでいるが、施工にあたっては、前記（イ）と同様にプラントへ出荷可能の可否を照会し、使用の可否を北陸地方整備局に報告したうえで行うものとする。 |  |  |
|  | イ　品質管理 | 品質管理基準及び規格値は、土木工事共通仕様書（工種：下層路盤）による。なお、複数の再生プラントより再生砕石を搬入する場合は、それぞれの品質管理を行うものとする。また、品質を証明できないプラントの再生砕石は使用しないものとする。 |  |  |
|  | ウ　出来形管理 | 出来形管理基準及び規格値は、土木工事共通仕様書（工種：下層路盤）による。 |  |  |
| (7) アスファルト舗装工 |  |  |
|  | ア　アスファルト混合物の配合は設計要領による。 |  |  |
|  | イ　再生アスファルト混合物及び材料の規格は、「舗装再生便覧」による。 |  |  |
|  | ウ　再生アスファルト混合物の製造における再生骨材の混入率は、「熱交換方式」による場合は20%以下、「加熱方式」による場合は50%以下とする。 |  |  |
|  |  | エ　事業者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という）で、　　　　　アスファルト混合物事前審査委員会による審査（以下「事前審査」という）の認定を受けた混合物を使用する場合は、土木工事共通仕様書第3編2－6－3アスファルト舗装の材料、　　2－6－7アスファルト舗装工、2－6－12コンクリート舗装工及び第10編2－4－2材料について、事前審査による認定通知書の写しを北陸地方整備局に提出するものとする。なお、この場合の土木工事共通仕様書「土木工事施工管理基準及び規格値(案）」における品質管理基準は、当該項の表のとおりとする。 |  |  |
|  | オ　車道本線の表層における締固め度の合格判定値は97％以上とする。 |  |  |
|  | カ　自転車・歩行者道及び路肩（車道と分離施工する場合）の締固め度の合格判定値は当該項の表のとおりとする。 |  |  |
|  | (8) 瀝青材料（アスファルト舗装） | 舗装施工時に使用する瀝青材料の種類及び使用量は、当該項の表を標準とする。 |  |  |
|  | (9) 路面掘削工 | 路面切削によって生ずる路肩部等の段差は、事業者が日々すり付けるものとする。 |  |  |
|  | (10) 路面排水工 | ア　鋼製格子蓋は、10m毎に1m以上設置することを標準とする。 |  |  |
|  | イ　車道内に設置する鋼製格子蓋は、ボルト等により固定すること。 |  |  |
|  | (11) 基礎砕石・裏込め材 | 構造物の基礎砕石及び裏込め材には、再生砕石（RC-40）を使用すること。 |  |  |
|  | (12) 道路附属物工 |  |  |
|  |  | ア　区画線 | (ア) 施工①事業者は、作業に先立ち、使用材料の品質について、契約締結後すみやかに、JIS認定工場による性能試験成績表を提出すること。②施工種類毎の使用材料及び使用量は当該項の表のとおりとする。③ペイント式においては、水性タイプを標準とするものとする。なお、事業者は水性タイプによりがたい場合は北陸地方整備局と協議するものとする。水性タイプにおいては、揮発性有機溶剤（VOC）の含有量が5％以下のものとする。④施工種類が溶融式の場合のプライマー塗布量は、施工幅15㎝あたり25㎏/㎞程度とし、塗布幅は区画線幅より2㎝程度広めに塗布する。⑤区画線（仮区画線は除く）の消去は、「削り取り方式」とし確実に消去する。 |  |  |
|  |  |  | (イ) 施工管理①出来形管理・事業者は作業施工記録の保存と作業後の出来形確認の資料とするため、施工延長5㎞につき1箇所、同一地点の施工前後の状況が明瞭にわかるカラー写真を撮影する。・事業者は夜間における視認性を確保するために、施工後の夜間の状況が明瞭にわかるカラー写真を3箇所撮影する。・事業者は施工種類および施工日毎に各1回、テストピースを採取する。②品質管理事業者は施工種類が溶融式の場合、施工日の午前・午後の各1回、塗装温度を実測する。 |  |  |
|  |  | イ　道路附属物等におけるボルト部のマーキング | 本工事において施工する道路附属物（「標識」「照明施設」等）については、ボルト部のゆるみ等を目視にて確認するためボルト部（ボルト、ナット、座金及びプレート部）に対し連続したマーキング（合いマーク）を行うこと。なお、マーキング等の詳細は、「附属物（標識、照明施設等）の点検要領(案) 平成26年6月国土交通省道路局国道・防災課」による。 |  |  |
|  |  | ウ　 防護柵設置工における出来形確保対策について | (ア)事業者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に北陸地方整備局の承諾を得なければならない。 |  |  |
|  |  | (イ)事業者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、北陸地方整備局に報告し、指示を受けるものとする。 |  |  |
|  |  |  | (ウ)事業者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。①防護柵が別添「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)」（以下「測定要領(案)」という。）の適用範囲外の場合②事業者が測定機器を調達できない場合③測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合④非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合⑤その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合 |  |  |
|  |  |  | (エ)非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案)に従い行う。 |  |  |
|  |  |  | (オ)ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。①支柱建て込み前の根入れ長測定状況②支柱建て込み直前(機械セット時)から建て込み完了まで連続撮影なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書（別紙）とともに北陸地方整備局へ提出する。 |  |  |
|  |  | エ　防護柵設置工の費用について | 防護柵設置工の出来形管理の非破壊試験費用は見込んでいないが、非破壊試験による出来形管理が必要な場合は設計変更の対象とする。 |  |  |
|  | (13) 電線共同溝工 |  |  |
|  |  | ア　プレキャストボックス（特殊部） | 本工事のうち、プレキャストボックス（土留型特殊部B1～B13、蓋含む）の設置に要する費用とこれに付属する部材（鉄蓋調整リング）の材料費等及びこれらに係る、土留・仮締切工及び開削土工の費用について当初計上していないが、設計業務成果に基づき設計変更の対象とする。 |  |  |
|  |  | イ　ハンドホール蓋 | ハンドホール蓋については、シリンダー錠により施錠する構造を標準とする。また、国土交通省のマーク及び管理番号を付すことを標準とする。 |  |  |
|  |  | ウ　設計条件の確認 | 事業者は、電線共同溝管路の施工及び特殊部(小口板)製作等において、事前に占用業者等に対し、設計図書に基づき設計条件の確認を行い、その結果を北陸地方整備局に報告すること。なお、確認の結果、設計図書に変更が生じた場合は、必要に応じて設計変更の対象とする。 |  |  |
|  | (14) 交差点照明設備 |  |  |
|  |  | ア　交差点照明柱基礎位置 | 交差点照明柱基礎位置については、交通管理者及び北陸地方整備局立会のうえ決定するものとし、現地状況等により基礎の形状が変わる場合は協議するものとし、契約変更の対象とする。 |  |  |
|  |  | イ　道路照明に係る電気需給契約申込み手続き | 本工事の施工に係る道路照明設備の新設、変更、廃止等により、電気需給契約の新規、変更、廃止等の申込みが必要となる場合は、事業者において、電力会社へ提出する電気需給申込書を適正に記載するとともに、「道路照明等に係る電気需給契約申込みの管理票」により必要事項を記載し、主任監督員等による確認を受けた後、施工、電気需給契約申込みを遺漏無く行うものとする。 |  |  |
|  | (15) ワンデーレスポンス対象工事 |  |  |
|  |  | ア　本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。「ワンデーレスポンス」とは、事業者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを北陸地方整備局と調整のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 |  |  |
|  |  | イ　事業者は、作業間の関連や工事の進捗状況等を把握できるよう、工程管理方法について綿密に検討すること。 |  |  |
|  |  | ウ　事業者は、工事施工中において問題が発生した場合、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに文書にて北陸地方整備局と協議すること。 |  |  |
|  | (16) 建設現場における遠隔臨場 |  |  |
|  |  | ア　建設現場における遠隔臨場の実施 | 「建設現場における遠隔臨場の実施」は、事業者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や北陸地方整備局における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。 |  |  |
|  |  | イ　遠隔臨場を適用する工種、確認項目 | 現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、北陸地方整備局と事業者にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。事業者は適用する工種、確認項目に関する協議資料作成にあたり、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）』別表1～3を参考とする。 |  |  |
|  |  | ウ　実施内容 | (ア) 段階確認・材料確認、立会での確認事業者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。 |  |  |
|  |  |  | (イ) 機器の準備遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は事業者が手配、設置するものとする。これによらない場合は北陸地方整備局と協議し決定するものとする |  |  |
|  |  |  | (ウ) 遠隔臨場を中断した場合の対応電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に北陸地方整備局と事業者で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、北陸地方整備局は机上確認することも可能とする。なお、本項目は北陸地方整備局と事業者で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。 |  |  |
|  |  |  | (エ) 効果の検証遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、北陸地方整備局の指示による。 |  |  |
|  |  |  | (オ) 費用遠隔臨場にかかる費用については、当初見込んでいないため、見積書の提出を求め、妥当性を確認したうえで計上する。なお、費用については、技術管理費に積上げ計上する。 |  |  |
|  |  |  | (カ) 不正行為遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30 日（国不建第273号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。 |  |  |
|  | (17) 情報共有システムについて |  |  |
|  |  | ア　本工事は、北陸地方整備局及び事業者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」（令和4年3月）に基づき実施すること。 |  |  |
|  |  | イ　事業者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、北陸地方整備局と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件　令和4年3月版（Rev5.4）（国土技術政策総合研究所）（ただし、5.3.1データ連携機能を除く） |  |  |
|  |  | ウ　北陸地方整備局及び事業者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、事業者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、北陸地方整備局と協議の上決定する。 |  |  |
|  |  | エ　事業者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。 |  |  |
|  |  |  | (ア) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨 |  |  |
|  |  |  | (イ) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに北陸地方整備局及び事業者に連絡を行い適正な処置を行う旨 |  |  |
|  |  |  | (ウ) (イ)の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると北陸地方整備局若しくは事業者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、事業者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨 |  |  |
|  |  | オ　情報共有システムを利用する北陸地方整備局等及び事業者の費用は共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれる。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料である。 |  |  |
|  |  | カ　事業者は、北陸地方整備局から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。 |  |  |
|  | (18) 品質証明 |  |  |
|  |  | ア　本工事は、「品質証明制度適用工事」とする。 |  |  |
|  |  | イ　品質確認は、土木工事共通仕様書3－1－1－6(1)による時期の他、「施工計画書作成時」について行うものとする。 |  |  |
|  | (19) 連絡体制の確立と速やかな連絡の徹底 | 本工事現場で公衆災害が発生した場合に必要となる他機関(保健所、警察署、市町村、消防署等)を含めた連絡体制を確立するとともに、発生時の現場から北陸地方整備局への速やかな連絡を徹底しておくものとする。 |  |  |
|  | (20) 建設機械の油漏れ等発生時の臨機の措置 |  |  |
|  |  | ア　本工事現場での処置 | 油漏れ等が発生した場合の、敷シート等による拡散防止措置を徹底しておくものとする。 |  |  |
|  |  | イ　マット等対策資材の整備 | 油漏れ等が発生した場合に備えて、本工事現場においてマット等の対策資材を整備しておくものとする。 |  |  |
|  |  | ウ　他機関との連携 | 保健所、警察署、市町村、消防署等との日頃からの連携を密にしておくものとする。 |  |  |
|  | (21) 安全施設等 | 本工事における安全施設等の設置については、原則として「道路工事の安全施設設置要領(案)平成8年3月(道路保全技術センター)」(平成11年10月第2版発行以降適用)により実施するものとする。 |  |  |
|  | (22) 交通管理 | 本工事の交通管理には、交通誘導警備員(交通誘導警備員Ａ　3,300人・日、交通誘導警備員Ｂ　3,300人・日、交通誘導員Ａ（夜間）　387人・日、交通誘導員Ｂ（夜間）　393人・日)を予定している。なお、交通管理者等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合は、事業者は北陸地方整備局に報告するものとし、設計変更の対象とする。ただし、一般国道１１６号における交通の誘導に関わる交通誘導警備員は、箇所毎に1人以上、交通誘導警備業務の検定合格警備員を配置しなければならない。 |  |  |
|  | (23) 安全管理 |  |  |
|  |  | ア　ＵＡＶ等を使用する際の安全面への配慮について事業者は、起工測量等においてＵＡＶ等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるＵＡＶの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院 平成28年3月）に基づいて　ＵＡＶ等を使用すること。 |  |  |
|  |  | イ　通行規制を伴う工事を実施する場合について通行規制を伴う工事を実施する場合、現場代理人は、事前に、北陸地方整備局へ規制を伴う工事情報、予定する規制開始日時、規制終了時刻等を報告すること。なお、規制を中止する場合又は予定していた規制内容に変更が生じた場合は、速やかに報告すること。 |  |  |
|  |  | ウ　工事期間中は、新潟国道事務所工事安全対策協議会に入会するものとする。 |  |  |
|  | (24) 建設機械等の設置位置の適正化 | 建設機械等を設置する場合、その設置位置は周囲の状況を十分に勘案の上、安全かつ適切な場所とするとともに、万が一油漏れ等の事故が発生した場合に備えた対策を事前に講じておくものとする。 |  |  |
|  | (25) 建設機械等の点検・整備 | 建設機械等について安全管理責任者を定め、始業・終業点検等を定められたチェックシートに基づき実施し、不具合な箇所は整備するものとする。 |  |  |
|  | (26) 架空線・埋設物等への接触・切断事故防止対策 |  |  |
|  |  | ア　事業者は、工事範囲内にある架空線・埋設物等について、管理図及び占用台帳等による事前情報の収集を行い、必要に応じて管理者立会いのもと試掘等による調査を事前に実施することにより、当初図面に架空線・埋設物等正確な情報を記載するよう努めること。 |  |  |
|  |  | イ　事業者は、設計図書等における架空線・埋設物等表示が明確でない場合で、設計図書の補完や修正設計のために工事発注後調査する場合は、調査法やその必要性を北陸地方整備局と協議する。 |  |  |
|  |  | ウ　事業者は、事前調査結果を北陸地方整備局に報告するものとする。 |  |  |
|  |  | エ　埋設位置が台帳や設計図書で確認された場合であっても、実際の位置と異なる事も想定されるため、慎重な施工に努めること。 |  |  |
|  |  | オ　公衆災害防止対策として、下記項目についてとりまとめ、作業員等へ周知徹底を図るものとする。 |
|  |  |  | (ア) 工事現場、土取り場、土捨て場、資材置き場、資材運搬経路等工事に係る架空線等上空施設の事前調査(場所、種類、高さ等)結果。 |  |  |
|  |  |  | (イ) 掘削作業及び占用物件支障移転に伴う埋設物等の事前調査(位置、種類、深さ等)結果。 |  |  |
|  |  |  | (ウ) 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ状態等での移動・走行の禁止対策。また、建設機械等の施工時においては、接触・切断が懸念される状態での旋回禁止対策。 |  |  |
|  |  |  | (エ) 現場出入り口での「高さ制限措置の設置」や架空線等への「防護カバー設置」等の事前対策。 |  |  |
|  |  | カ　事業者は、公衆災害防止対策等について安全巡視等で確認するとともにKY日誌等に記録する。改善・補修等が必要となった場合は、適宜対応する。 |  |  |
|  |  | キ　事業者は、新規入場者教育、KY活動並びに安全教育等において、オペレータ、運転手及び交通誘導警備員等に対し、教育の徹底を図る。 |  |  |
|  |  | ク　北陸地方整備局は、点検・教育の実施記録について、提出を求めることができる。なお、事前調査の結果、架空線・埋設物等が確認されていない場合、施工支障にならない場合、また軽微な工事（維持工事等）は北陸地方整備局と協議の上対象外とする。 |  |  |
|  | (27) 舗装の切断時に発生する濁水の適正な処理 | アスファルト舗装・コンクリート舗装の切断時に発生する泥水については、河川及び側溝等に排出せず、適切に処理すること。なお、処分費等が発生する場合は、処理方法について事前に北陸地方整備局に報告するものとし、変更契約の対象とする。 |  |  |
|  | (28) 湧水対策 | 本工事における湧水対策に要する費用については計上していないが、事業者は工事の実施にあたって必要が生じた場合には北陸地方整備局に報告し指示を受けるものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。 |  |  |
|  | (29) 情報通信光施設近接工事における切断等の事故防止対策 | 本工事は、情報ボックス及び光ファイバーケーブルなど（以下「情報通信光施設」という。）の近接工事に該当することから、以下のとおり施工し、情報通信光施設の切断、損傷などの事故防止を図らなければならない。 |  |  |
|  | ア　工事の施工は、情報通信光施設に関連する次の規程を遵守しなければならない。(ア) 電線共同溝管理規程(改定案)(イ) 電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル(Ver.2：平成15年4月) |  |  |
|  | イ　事業者は、北陸地方整備局の指示に基づき工事着手前に次の事項を実施しなければならない。(ア) 事業者は、情報通信光施設に係る事故防止の責任者となる「設備事故防止責任者」を現場代理人若しくは監理（主任）技術者から選任して北陸地方整備局に提出すること。(イ) 緊急時連絡体制及び施工体制を北陸地方整備局に提出すること。(ウ) 道路管理者担当者との立会により近接工事区間、情報通信光設備などの確認を行うこと。また、必要に応じて情報通信光施設の占用者及び兼用芯線使用者（以下「占用者等」という）との立会を行うこと。その場合は、道路管理担当者を通して占用者等へ要請するものとする。(エ) 情報通信光施設の事故防止対策について北陸地方整備局の承諾を得ること。(オ) 情報通信光施設の事故は、事故の重大性の認識が低いことに起因している面があるから、事業者は作業員、協力会社などの施工関係者に対して事故防止対策及び事故の重大性を周知すること。 |  |  |
|  | (30) 建設リサイクル法第11 条通知完了連絡書の送付 | 事業者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を北陸地方整備局より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。 |  |  |
|  | (31) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等 | ア　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 |  |  |
|  |  | なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、当該項の施工条件を設定しているが、「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に北陸地方整備局と事業者の間で確認されるものであるため、北陸地方整備局が条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。但し、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件と異なる場合は北陸地方整備局と協議するものとする。 |  |  |
|  |  | イ　事業者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、北陸地方整備局に報告するものとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1［再生資源利用計画書（実施書）］及び様式2［再生資源利用促進計画書（実施書）］を兼ねるものとする。・再生資源等が完了した年月日・再生資源等をした施設の名称及び所在地・再生資源等に要した費用当該項の表は、積算上の条件明示であり処理施設を指定するものではない。尚、事業者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、事業者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。 |  |  |
|  | (32) 建設副産物情報交換システムの活用 | 本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、事業者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難い場合には、北陸地方整備局と協議しなければならない。 |  |  |
|  | (33) 工事現場における説明性の向上 | 事業者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。また、事業者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。 |  |  |
|  | (34) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について | デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、北陸地方整備局および事業者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、北陸地方整備局の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下のアからエの全てを実施することとする。 |  |  |
|  |  | ア　対象機器の導入 | 事業者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、事業者は北陸地方整備局に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\_digital.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 |  |  |
|  |  | イ　デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 | 事業者は、同条アの使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和5年3月）「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 |  |  |
|  |  | ウ　小黒板情報の電子的記入の取扱い | 本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和5年3月）及びデジタル写真管理情報基準(令和2年3月)に準ずるが、同条イに示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準（令和5年3月）「2-5 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準(令和2年3月)「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。 |  |  |
|  |  | エ　小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 | 事業者は、同条イに示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に北陸地方整備局へ納品するものとする。なお納品時に、事業者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて北陸地方整備局へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、北陸地方整備局が確認することがある。 |  |  |
|  | (35)その他 |  |  |
|  |  | ア　 コリンズへの登録 | (ア) 土木工事共通仕様書1編1-1-5コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認とお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とする。 |  |  |
|  |  |  | (イ) 技術者の従事期間は、工期の始期をもって登録するものとする。 |  |  |
|  |  | イ　 コリンズへの位置情報の入力 | 土木工事共通仕様書1編1-1-5コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。起点　新潟県新潟市中央区新光町地先緯度　37°53’57”　経度　139°01’20”終点　新潟県新潟市中央区新光町地先緯度　37°54’11”　経度　139°01’34” |  |  |
|  |  | ウ 　低騒音型建設機械の使用について | 本工事においては、低騒音型建設機械の使用は義務づけていないが、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第57号）により低騒音型建設機械の使用義務づけを図る必要が生じた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、平成13年4月9日国土交通省告示第487号にて改正）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難い場合は、必要書類を提出のうえ北陸地方整備局と協議するものとする。 |  |  |
|  |  | エ 　現場環境改善 | (ア) 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、現場に従事する関係者の事業に対する意識向上や作業環境改善を通して、建設界の担い手確保や公共事業の円滑な執行に有することを目的として実施するものである。従って、事業者は施工に際し、この主旨を理解し北陸地方整備局と調整しつつ地域との連携を図り、適正に取り組むものとする。 |  |  |
|  |  |  | (イ) 現場環境改善及び地域連携の内容については、下記を予定している。・仮設備関係：「環境負荷の低減」・営繕関係：「現場休憩所の快適化」・安全関係：「工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）」・地域とのコミュニケーション：「デザイン工事看板（PR看板含む）」及び「地域対策費等(地域行事等の経費を含む)」。 |  |  |
|  |  |  | (ウ) 実施項目の具体的な内容、実施時期については施工計画書に記載し提出するものとする。 |  |  |
|  |  | オ 　現場環境改善（快適トイレの設置） | (ア) 内容事業者は、施工現場付近に下記a～kの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。l～qについては、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。 |  |  |
|  |  |  | 【快適トイレに求める機能】a 洋式（洋風）便器b 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）c 臭い逆流防止機能d 容易に開かない施錠機能e 照明設備f 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする） |  |  |
|  |  |  | 【付属品として備えるもの】g 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示h 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫i サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）j 鏡と手洗器k 便座除菌クリーナー等の衛生用品 |  |  |
|  |  |  | 【推奨する仕様、付属品】l 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）m 擬音装置（機能を含む）n 着替え台o 臭気対策機能の多重化p 室内温度の調整が可能な設備q 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） |  |  |
|  |  |  | (イ) 快適トイレに要する費用快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。事業者は、上記(ア)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について北陸地方整備局と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】a～f及び【付属品として備えるもの】g～kの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。 |  |  |
|  |  |  | (ウ) その他快適トイレの手配が困難の場合は、北陸地方整備局と協議の上、本条項の対象外とする。 |  |  |
|  |  | カ　環境物品等 | 事業者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、北陸地方整備局に報告するものとし設計変更の対象とする。また、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合についても、北陸地方整備局に報告し、指示を受けるものとする。事業者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が次年度以降に及ぶものは、北陸地方整備局の指示する日まで）に、電子データにより北陸地方整備局に提出するものとする。集計の方法については、北陸地方整備局より指示する。 |  |  |
| 5.工事業務に係る調整業務 | 事業者は、工事業務と並行して、以下に記載する各種業務について北陸地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務を実施する。各業務の実施内容、関係機関協議、要求水準については、設計業務に係る調整業務に準じるものとする。 |  |  |
|  | (1)業務計画 | 事業者は、調整業務（工事段階）実施にあたり、次の(2)から(4)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、北陸地方整備局へ提出する。 |  |  |
|  | (2)工事期間における規制箇所等調整 | 工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、工事着工前に、道路管理者及び交通管理者等関係機関と調整を行うものとする。また、工事着手後に、必要に応じて、占用者との調整会議を行うものとし、設計変更の対象とする。 |  |  |
|  | (3)隣接家屋・店舗等との出入口調整 | 隣接家屋・店舗等との出入口については、道路管理者との協議に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。 |  |  |
|  | (4)地元に対する工事説明会 | 事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得るよう努めなければならない。実施方法については、第2章5.(2)に準じるものとする。 |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 第4章 工事監理業務 |
| 1. 基本事項 |  |  |  |
|  | (1)一般事項 | 事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。 |  |  |
|  | (2)工事監理業務報告書 | 事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書（業務月報）を北陸地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を行うとともに、北陸地方整備局が要請したときは、工事監理の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこと。なお、工事監理業務報告書（業務月報）の提出開始時期は、北陸地方整備局との協議により決定する。事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。 |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 第5章 維持管理業務 |
| 1. 基本事項 |  |  |  |
|  | (1)一般事項 | 事業者は、維持管理対象施設を対象とし、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づき、維持管理対象施設の性能及び機能を維持することにより、利用者の利便性・安全性を確保することを目的とし、以下の内容の維持管理業務を実施すること。事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、「北陸地方整備局電線共同溝管理規程（改定案）」、「北陸地方整備局電線共同溝保安細則（改定案）」、「情報ボックス管理規程」、「情報ボックス保安細則（抜粋）」、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアルVer.2」、「兼用工作物管理協定」、「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」、「（国土交通省）電線共同溝管理の手引き（案）」にも準拠すること。ア　点検・補修業務 イ　台帳作成・管理業務 ウ　維持管理業務に係る調整業務 |  |  |
|  | (2)業務期間 | 維持管理業務の期間は、事業者が北陸地方整備局に電線共同溝を引渡した日（令和13年3月末）より、令和29年3月末日までとする。 |  |  |
|  | (3)業務実施体制 |  |  |  |
|  |  | ア　業務実施の体制 | 事業者は、上記(1)の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する維持管理責任者を設置し、北陸地方整備局に通知すること。また、各業務の実施にあたっては、非常時の指示命令系統及び連絡体制を北陸地方整備局と協議のうえ確立すること。 |  |  |
|  |  | イ　業務従事者の要件等 | 事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力を有する者をあて、適切な態度で誠意を持って業務に従事させること。また、業務の実施に際しては、業務従事者であることを容易に識別できるようにして、業務及び作業に適した服装で、名札を着用させること。 |  |  |
|  | (4)提出書類 | 事業者は、業務提供期間中、業務計画に基づき維持管理業務の実施に際し、以下の書類を作成し、北陸地方整備局に提出し、確認を受けること。様式・内容・提出日等はあらかじめ北陸地方整備局と協議して定めること。 |  |  |
|  |  | ア　業務計画書 | 事業者は、業務実施にあたり当該項の表に示す業務計画書を作成し、提出すること。事業者は、提案書に記載した内容について、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。また、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出すること。 |  |  |
|  |  |  | (ア) 業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合  |  |  |
|  |  |  | (イ) 北陸地方整備局に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合 |  |  |
|  |  | イ　業務報告書 | 事業者は、業務ごとの実施状況について当該項の表に示す業務報告書を作成し、北陸地方整備局へ提出し、確認を受けること。 |  |  |
|  |  | ウ　その他の業務報告 | 事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに北陸地方整備局に報告すること。また、北陸地方整備局から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応すること。 |  |  |
|  | (5)業務の実施 | 事業者は、業務の実施に際して次のことに対応すること。 |  |  |
|  |  | ア 交通管理 | 本業務の交通管理において、交通誘導警備員を当初は見込んでいない。事業者は、交通誘導警備員の配置が必要となる場合は警察等関係機関との協議の上、交通処理方法等について北陸地方整備局に報告するものとし、設計変更の対象とする。ただし、一般国道１１６号における交通の誘導に関わる交通誘導警備員を配置する場合は、箇所毎に1人以上、交通誘導警備業務の検定合格警備員を配置しなければならない。 |  |  |
|  |  | イ　苦情等への対応 | 事業者は、市民、道路利用者及び占用業者等からの維持管理に関する苦情・要望等に対し、緊急を要する場合は速やかに北陸地方整備局に報告し、再発防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、その対応結果を北陸地方整備局に報告すること。なお、緊急を要さない場合は、北陸地方整備局と協議の上対応する。また、事業者は、適用範囲外に関する苦情等（地域住民等からの苦情等）を受けた場合、速やかに北陸地方整備局に報告し、対応について協議すること。 |  |  |
|  |  | ウ　想定外の事態への対応 | 事業者は、想定外の事態の発生、または発生が予測された場合、迅速かつ適切に対応すること。 |  |  |
|  |  | エ　災害時・非常時の対応 | 火災等の緊急事態が発生した場合は、事業者は、直ちに非常時の指示命令系統及び連絡体制に従い連絡・通報すること。また、現場に急行し、業務従事者の安全が確保できる範囲で応急措置を行うこと。 |  |  |
|  |  | オ　危険物・火気の取扱 | 事業者は、業務実施等に際し、原則として火気等は使用してはならない。火気を使用する場合は、事前に北陸地方整備局の承諾を得ること。 |  |  |
|  | (6)維持管理関連貸与図面等 | 事業者は、図面・資料等を、維持管理期間中、北陸地方整備局より借り受け、善良な管理者の注意をもって管理すること。 |  |  |
|  | (7)打合せ | 維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、北陸地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。 |  |  |
|  | ア　業務計画書作成時 初年度は前年度中に確認、各年度は年度当初の打合せと合わせて実施する。 |  |  |
| イ　業務報告書提出時  |  |  |
|  |  | ウ　抜柱、入線等の調整のための協議時（実施時期は適宜） |  |  |
|  | (8) 旅費交通費 | 本業務は旅費交通費を率化することにより業務改善を行う試行業務である。本業務において打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査含む）にかかる旅費交通費は直接人件費の1.49%として計上している。なお、契約変更によって直接人件費の増減があった場合の旅費交通費においては変更後の直接人件費に対し率を乗じた額により計上する。ただし、旅費交通費の上限は59.7万円とし、変更によって宿泊が生じた場合は本試行の対象外とする。 |  |  |
| 2.点検・補修業務 |  |  |  |
|  | (1)一般事項 | 点検・補修業務は、維持管理対象施設の性能を満足することを目的に、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検と必要な補修を行うものとする。点検・補修の結果等により、上記の目的を達成できないおそれがある場合は、必要な対応を実施すること。なお、補修及び対応に関する費用負担については北陸地方整備局と協議すること。 |  |  |
|  | (2)要求水準 | ア 　事業者は、イ及びウの点検を実施し、補修が必要と判断した場合には、北陸地方整備局と協議の上補修を行い、所要の性能を発揮できる状態を維持するよう努めること。 |  |  |
|  | イ 　日常点検（道路巡回時等）については、徒歩による目視点検を年1回は行うこと。 |  |  |
|  | ウ 　特殊部については、5年に1回内部を点検すること。 |  |  |
|  | エ 　事業者は、異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想される箇所の点検を実施すること。 |  |  |
|  | (3)特記事項 |  |  |  |
|  |  | ア　点検 | 北陸地方整備局が道路巡回時に異常を発見した場合は、北陸地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、北陸地方整備局と協議の上補修を行うこと。 |  |  |
| イ　災害及び想定外の事態が発生した場合の対応 | 災害等が発生した場合、または不測の事態が発生した場合、事業者は、安全を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに北陸地方整備局に報告すること。 |  |  |
| ウ　応急措置 | 点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずること。 |  |  |
| 3.台帳作成・管理業務 | 事業者は、電線共同溝の管理台帳を作成するとともに、必要に応じて修正すること。また、北陸地方整備局が作成済みの敷地調査図について、修正を行うこととする。なお、これらの修正に伴う費用については、北陸地方整備局と協議して決定する。 |  |  |
|  | (1)一般事項 | 台帳作成・管理業務は、事業者が北陸地方整備局に電線共同溝を引渡した日より１年以内に維持管理対象施設に係る管理台帳を作成することを目的に行うものとする。 |  |  |
|  | (2)業務期間 | 台帳作成・管理業務の期間は、事業者が北陸地方整備局に電線共同溝を引渡した日より、１年後までとする。 |  |  |
|  | (3)要求水準 | 事業者は、入線完了後に入構状況を確認し、国道１１６号美咲町・新光町「電線共同溝」施設について、電線共同溝管理台帳の作成を行うこと。 |  |  |
|  | (4)特記事項 |  |  |  |
|  |  | ア　管理台帳の作成 | 事業者は、以下の資料を作成すること。(ア) 総括表　(イ)位置図　(ウ)平面図（全企業者及び個別企業者毎に作成）(エ) 縦断図　(オ)横断図　(カ)特殊区間構造図(キ) 特殊部構造図（土留型特殊部含む）　(ク)特殊部管理台帳　(ケ) 鍵管理表 |  |  |
|  |  | イ　管理台帳の更新 | 事業者は、電線共同溝の改築、維持、修繕並びに災害復旧等を施行しようとする場合、及び新たに占用者が加入する等、収容物件に変更が生ずる場合は、計画時より占用予定の占用業者等と協議し、台帳を更新すること。また、事業者は、占用業者等が自己に起因する台帳の内容変更を届け出た場合、及び占用業者等から台帳の閲覧を申請された場合も、これに対応すること。 |  |  |
| 4.維持管理業務に係る調整業務 |  |  |
|  | (1)一般事項 | 本業務は、占用業者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務の遂行を実施することを目的とする。 |  |  |
|  | (2)業務期間 | 維持管理業務に係る調整業務は、事業者が北陸地方整備局に電線共同溝を引渡した日より、２年後までとする。 |  |  |
|  | (3)業務計画 | 事業者は、調整業務（維持管理段階）実施について、業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、北陸地方整備局へ提出する。 |  |  |
|  | (4)要求水準 |  |
|  |  | ア　協議・調整 | 事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等に係る調整、管路利用の管理に際して、占用業者等と必要な協議・調整を行うこと。事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、占用業者等との各種会議を活用しつつ進捗管理を行うこと。また、抜柱・入線についての進捗状況について、適宜北陸地方整備局に報告を行うこと。事業者が行う管路利用の管理とは、占用業者等の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務とする。なお、維持管理業務に係る調整業務については、事業の効率化を図るため、工事業務に係る調整業務で実施してもよい。 |  |  |
|  |  | イ　業務の範囲 | 工事完了後に行う入線及び抜柱に関する業務範囲を当該項の表に示す。事業者は、設計した連系設備整備、入線及び抜柱までを計画的に実施するため、占用業者等及び関係機関と実施工程の調整及び管理を行い、年度の上半期中に翌年度の実施箇所や実施時期を北陸地方整備局と調整すること。申請許可等の手続き及び実施に関する業務は北陸地方整備局と占用業者等で直接行う。 |  |  |
|  |  | ウ　連絡・報告 | 事業者は、占用業者等及び関係機関と必要な協議・調整を行った際は、北陸地方整備局に連絡・報告を行うこと。 |  |  |
|  |  | エ 抜柱完了時期 | 抜柱は、本施設の完成（引渡）検査の日から2年以内に占用者に完了させること。なお、2年以内に完了が困難な場合は、北陸地方整備局と協議して対応すること。 |  |  |

**【大企業用】**

（様式H-1）

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、令和○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○％以上とすることを

表明いたします。

状況に応じ、いずれかを選択※

従業員と合意したことを表明いたします。

令和　年　　月　　日

（住所を記載）

株式会社○○○○

代表者氏名　○○　○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和　年　　月　　日

株式会社○○○○

従業員代表　　　　　　　　　　氏名　○○　○○　　印

給与又は経理担当者　　　　　　氏名　○○　○○　　印

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

**【大企業用】**

（様式H-1）

（留意事項）

１．事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を賃上げ実施期間終了月の月末から３か月以内に契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

２．暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を賃上げ実施期間終了月の月末から３か月以内に契約担当官等に提出してください。

３．上記１．による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。

４．上記３．による減点措置については、減点措置開始日から１年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

５．前事業年度又は前年に、賃上げ表明に対する加点措置を受けた上で契約を締結した場合における、前回と今回の賃上げ実施期間に重複がないよう留意してください。

なお、前回の賃上げ実施期間を表明時から後ろ倒した場合、前回の賃上げ実施期間と今回の表明期間が重複することは有り得ますが、その場合も前回と今回の賃上げ実施期間には重複がないように留意してください。

**【中小企業等用】**

（様式H-2）

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、令和○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○％以上とすることを

表明いたします。

状況に応じ、いずれかを選択※

従業員と合意したことを表明いたします。

令和　年　　月　　日

（住所を記載）

株式会社○○○○

代表者氏名　○○　○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和　年　　月　　日

株式会社○○○○

従業員代表　　　　　　　　　　氏名　○○　○○　　印

給与又は経理担当者　　　　　　氏名　○○　○○　　印

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

**【中小企業等用】**

（様式H-2）

（留意事項）

１．事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を賃上げ実施期間終了月の月末から３か月以内に契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

２．暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を賃上げ実施期間終了月の月末から３か月以内に契約担当官等に提出してください。

３．上記１．による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。

４．上記３．による減点措置については、減点措置開始日から１年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

５．前事業年度又は前年に、賃上げ表明に対する加点措置を受けた上で契約を締結した場合における、前回と今回の賃上げ実施期間に重複がないよう留意してください。

なお、前回の賃上げ実施期間を表明時から後ろ倒した場合、前回の賃上げ実施期間と今回の表明期間が重複することは有り得ますが、その場合も前回と今回の賃上げ実施期間には重複がないように留意してください。

4）貸与資料申込時の提出書類

（様式3-1）

令和　　年　　月　　日

守秘義務の遵守に関する誓約書

支出負担行為担当官　北陸地方整備局長　遠藤　仁彦　殿

 所在地

 商号又は名称

 代表者氏名 印

国土交通省北陸地方整備局(以下「北陸地方整備局」という。)から、令和5年11月24日付で入札公告のありました「国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業」の応募を検討することを目的（以下「本目的」という。）として、入札説明書に定められた貸与資料の貸与を受けることを希望するため、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（守秘義務の誓約）

当社は、北陸地方整備局の許可なく、貸与資料を本目的以外の目的で使用しないとともに、他に開示、漏洩しないことを約束します。

第2条（善管注意義務）

当社は、貸与資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第3条（複写·複製）

当社は、貸与資料を複写·複製しようとする場合、事前に北陸地方整備局の承諾を得ることを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

貸与資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下「法令等」という。）で認められる範囲内でのみ利用または保持し、法令等により要求される適切な管理を行うことを約束します。

第5条（義務の存続）

本書に基づき当社が負う義務は、提案書類の提出に至らなかった場合及び事業者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより北陸地方整備局に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（書類の破棄）

1　北陸地方整備局から提出又は開示を受けた守秘義務対象開示資料は、提案書類の提出に至らなかった場合及び事業者として選定されなかった場合、その写しを含めすべて速やかに破棄することを約束します。

2　法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象開示資料の　情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により守秘義務対象開示資料を破棄することができない場合、当社は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務づけられた期間が経過したときは、速やかに当該資料·情報等をその写しを含めてすべて破棄することを約束します。

3　当社は、前2項の規定に基づき守秘義務対象開示資料を破棄したときは、北陸地方整備局に対し、その旨を報告します。

（様式3-2）

令和　　年　　月　　日

貸　与　資　料　申　込　書

支出負担行為担当官　北陸地方整備局長　遠藤　仁彦　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　［応募企業又は応募グループの代表企業］

 所在地

 商号又は名称

 代表者氏名 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※連絡先　担当者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

E-mail

令和5年11月24日付で公告のあった国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業に係る関係資料の提供を下記の通り申し込みます。提供された関連資料を国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業に係るもの以外の目的で使用しないことを誓約します。

記

・「北陸地方整備局での貸与」の場合の貸与希望日

令和　　年　　月　　日

注)1.　本様式を、申込期限までに、持参、郵送又は電子メールの添付ファイルとして送信願います。

〒950-8801　新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号　新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省　北陸地方整備局　総務部　契約課　契約係

Mail ：keiyaku-koujigyoumu@hrr.mlit.go.jp

（様式3-3）

令和　　年　　月　　日

破棄義務の遵守に関する報告書

支出負担行為担当官　北陸地方整備局長　遠藤　仁彦　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　［応募企業又は応募グループの代表企業］

 所在地

 商号又は名称

 代表者氏名 印

当社は、今般、北陸地方整備局から令和5年11月24日付で入札公告のありました国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業に係る事業者の選定における応募を検討することを目的として、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする貸与資料の貸与を受けましたが、【　　　　　　　　　　　】作成による別添令和【　】年【　】月【　】日付「守秘義務の遵守に関する誓約書（写）」第7条に基づき、以下のとおり、破棄を完了したことを報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 破棄完了日 |  |
| 破棄方法 |  |

以上

5）入札説明書等に関する質問提出時の提出書類

※下記の［質問書］に係る様式については、別途、Microsoft Excel ファイルをダウンロードの上、記入してください。

［質問書］に係る様式

(様式3-4)入札説明書等に関する質問書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 共通 | 3-4 | 適宜 | A4 |

6）入札辞退時等の提出書類

（様式3-5）

令和　　年　　月　　日

入　札　辞　退　届

支出負担行為担当官　北陸地方整備局長　遠藤　仁彦　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　［応募企業又は応募グループの代表企業］

 所在地

 商号又は名称

 代表者氏名 印

令和5年11月24日付で入札公告のありました「国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業」について、競争参加資格確認申請書を提出しているところですが、下記の理由により入札辞退を申し出ます。

【入札辞退理由】

注)1.　他の事業を落札したこと等により入札できなくなった場合は、落札した事業の発注機関名、件名、落札決定日を記載し、落札したことを証明する資料を添付すること。

（様式3-6）

令和　　年　　月　　日

構成企業等変更届

支出負担行為担当官　北陸地方整備局長　遠藤　仁彦　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　［応募企業又は応募グループの代表企業］

 所在地

 商号又は名称

 代表者氏名 印

令和5年11月24日付で入札公告のありました「国道１１６号美咲町・新光町電線共同溝ＰＦＩ事業」について、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しましたが、下記の理由により、別添のとおり構成企業【協力企業】を変更させていただきたく、当該変更後の企業に係る競争参加資格確認申請書及び関係書類を添え、構成企業等変更届を提出します。

なお、変更後の構成企業【協力企業】が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、及び当該変更後の企業に係る競争参加資格確認申請書及び関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

注)1.　【 】は、協力企業の場合に記載する。